- (1) 国営かんがい排水事業
- (6)独立行政法人水資源機構事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確である こと。 (必要性)	・地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3.事業の効率性が十分見込まれる こと。 (効率性)	・総費用総便益比≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5.環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、 専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮 したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	ていること。

- (1) 国営かんがい排水事業
- (6)独立行政法人水資源機構事業

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他と認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の場について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
効		農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持 =(作物生産効果+品質向上効果+営農に係る走行経費節減効果)(千円)/受 【注;効果項目は年効果額:千円】	・向上による効果額(千円/ha・年) 経費節減効果+維持管理費節減効果+営農	
			る。を導入済み又は導入する予定がある。 (例)遠隔監視・制御システム、パイス テム、自動走行農機等の導入に資 GPS を活用した営農等	プライン、自動給水栓、地下水位制御シス	
		産地収益力の向上	産額×100 ②高収益作物の作付面積の増加率(%) =(高収益作物の計画作付面積-高収益 況作付面積×100 一:該当なし(生産額に占める高収益作物 食用米を除く)現況生産額)、作付政物の現況作付面積/(主食用米を除く) ※1:高収益作物とは、主食用米よりも可食用米(備蓄米含む)並びに経営所の畑作物の直接支払交付金、IV第2は砂糖及びでん粉の価格調整に関す号)第2条の対象作物など、個別の外の作物。 ※2:高収益作物の現況生産額及び現況とする。 ① 20%以上 または、	**物の現況生産額**²)/高収益作物の現況生作物の現況作付面積**²)/高収益作物の現況生産額/(主面積に占める高収益作物の割合=高収益作)現況作付面積)が8割以上の地区)面積当たりの収益性の高い作物であり、主行得安定対策等実施要網IV第1の1(2)の6(1)-1(6)①の戦略作物助成又つる法律(昭和40年6月2日法律第109)作物の経営に対する補助金の対象作物以作付面積が0となる場合の判定は「皆増」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

	評価項目		評価指標及び判定基準		
J	中項目	小項目	A	В	
交	「食料の り安定供 こ 給の確保	産地収益力の向上	< 従前の例> ○高収益作物の割合 ①生産額(主食用米を除く)に占める高口 ・	く計画生産額	
		望ましい農業構造の確立	※高収益作物とは、野菜指定産地にお振興計画等に位置付けられた農産物を指策に基づく畑作物の直接支払交付金ア① 8割以上 または、イ① 5割以上かつ、② 50%以上増加〇担い手への農地利用集積率(%)=集積計画における担い手への集積面積②担い手への現況農地利用集積率(%)=関係市町村の担い手への集積面積(ha)の場所であり、1 80%以上	や戦略作物助成の対象作物は除く。 ア① 5割未満 または、 イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加 (ha) /受益面積 (ha) ×100 (集積計画を作成しない地区) /関係市町村の耕地面積(ha) ×100 ① 80%未満	

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
効	農 業 の	農地の確保・有効利用	f ○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付抗大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)=計画作付率(%)-現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本土 用率と読み替えて判定。 本地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100	
			特別豪雪地帯は都道府県平均以上)また は、 ②作付率の増加ポイント 12%以上	①耕地利用率 104%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は都道府県平均未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント 12%未満
		農業生産基盤 の保全管理	 ○緊急性を踏まえた更新等整備 A:不測の事態が発生しており、事後 B:不測の事態が発生していない 一:該当なし(施設の更新等整備を行わる ○施設の健全度評価を踏まえた更新等整件 A:長寿命化対策を行う B:長寿命化対策を行わない 一:該当なし(施設の更新等整備を行わるの必要がない地区)) 	ない地区)
			○施設の重要度評価を踏まえた更新等整A: 更新等整備を行う地区に重要度の高B: 更新等整備を行う地区に重要度の高一:該当なし(施設の更新等整備を行わる○重要度の高い(AA種またはA種)国A:耐震化対策を行うB:耐震化対策を行わない	い(A以上)施設を含む い(A以上)施設を含まない ない地区)
	農村の振興	地域経済への波及効果	和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産 整備による作物生産量の維持分を含 水田主体地区:1,040 千円/ha・年以上	果額(千円/ha·年) 積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列 産効果における増加粗収益額であり、更新 む 水田主体地区:1,040 千円/ha·年未満
		農業の高付加 価値化		

	評	価項目	評価指標及で	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
効	多面的機能の 発揮		○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型 農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われて いるか。 A:行われている、B:行われていない	
事業の実施環境等		生態系 <u>・景観</u>	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態②生態系及び景観に配慮した計画について成。 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を保全を目的とした維持管理、費用負担及について、評価点(a:3点、b:2点、A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、)。	 て、地域住民の参加や地域住民との合意形と十分に発揮するための維持管理、景観の及びモニタリング体制等の調整状況 c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下)A:3点、B:2点、C:1点) 数まえていない 一:該当なし、記事整 一:該当なし
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観②景観に配慮した計画について、地域住員③景観の保全を目的とした維持管理、費状況について、評価点(a:3点、b:2点、A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、	現配慮 民の参加や地域住民との合意形成 日 用負担及びモニタリング体制等の調整 ・ c : 1点)の合計値により判断。
関係計画との連携 (国際・一部を介		1域計画と本事業との整合性 (合性 (合性 (付け (c:1点)の合計値により判断。 (C:7号点以下 (A:9点、B:6~8点、C:5点以下) ある(C:図られていない ある(C:図られていない ある(C:図られていない ある(C:図られていない ある(C:図られていない ある(C:図られていない ある(C:図られていない) (このののののののののののののののののののののののののののののののののののの		
		いるか		
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書) ②共同事業(事業内容、事業費、アロケーについて、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下、(①または②が「一」の場合は、A:3点①a:提出済 b:提出予定 c:未提。③a:協議了 b:協議中 c:未提	の提出 -ション等)の事前了解 c:1点)の合計値により判断。 -:該当なし 気、B:2点、C:1点) 是出 -:該当なし

	評価	五項目	評価指標及び	判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業 地元合意 ①事業実施に対する受益農家の同意状況(土地改良区総代会の②事業実施に対する関係市町村の同意状況(事業推進協議会の選事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ちに達しているか ⑤②事業に伴う土地利用規制(農業振興地域の整備に関する基づく規制)の周知状況について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値A:15-9点、B:10-6~14-8点、C:9-5点以下(⑤②が「一」の場合は、A:12-6点、B:8-4~11-5点、① a:同意済 b:同意予定 c:未同意② a:同意済 b:同意予定 c:未同意③ a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ④ a:合意済 b:調整中 c:未提出 ④ a:合意済 b:調整中 c:未実施 一:該当なり資源機構事業のうち防災事業地区)		兄(事業推進協議会の議決等の状況) <u>の有無</u> び費用についての打ち合わせを行い、合意 興地域の整備に関する法律及び農地法に c:1点)の合計値により判断。 5点以下 B:84~115点、C:73点以下) 司意 司意 是出 整		
	事業推進		①事業推進協議会等の設立の有無 ②事業推進協議会等の設立の有無 ②事業推進協議会等から着工要望の提出のについて、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:設立済 b:設立予定 c:未請 ② a:提出済 b:提出予定 c:未請	c: 1点) の合計値により判断。 设立
で達している。 について、評価/		114-113	に達しているか	び費用についての打ち合わせを行い、合意 <u>c:1点)の合計値により判断。</u> 整
	営農推進	体制・環境	等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物に 流通業者や実需者との契約に基づく生産 担い手がが需要に応じた生産に取り組ん	めた営農検討組織など、営農支援(検討)販売に関する基盤が整備されているか。の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場とついて、市場のニーズに基づいた生産、医等、JA等の関係機関や認定農業者等のでいるか。計画)の対象となる作物が営農計画に位:2点、c:1点)の合計値により判断。以下:7~10点、C:6点以下)ていない置

	評句	 五項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	戦略に係	効果の最大化	風力等発電施設の整備) ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルキ集約・再編、遠隔監視・制御シスラ ③環境負荷低減事業活動*の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用担性向上を通じた環境保全型農業の別・温室効果ガスの排出削減(農地の対水改良等による中干し期間延長等) ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境方の環境負荷低減事業活動」とは、環境をある環境負荷低減事業活動の促進第2条第4項に規定する事業活動を必要を第4項に規定する事業活動のとの他・土層改良における土壌への炭素貯留・管理所等建築物の木造化等A:①~④のいずれかに取り組むと、管理所等建築物の木造化等A:①~④のいずれにも取り組まないと、一つストック効果の最大化に向けた事業の対率性、有効性、事業の実施環境等に	Eエネルギーの活用(小水力、太陽光、デー化(用排水機場の高効率化、施設の一ム等) 印制(農地の大区画化等による労働生産展開、有機農業の農区設定等)で区画化等によるスマート農業実装、排造と調和のとれた食料システムの確立の等に関する法律(令和4年法律第37号) 四(バイオ炭の施用等) の本性・有効性等の確保関する評価項目におけるA評価の割合推進体制に関する評価項目及び該当なし

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

チェックリスト判定基準表 (1)国営かんがい排水事業

- (6)独立行政法人水資源機構事業

【特定監視項目】

	評価の内容	判 定 基 準
地	設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。 ※新たな基礎工事を伴わない場合は「一:該当なし」とする。
受益正和	ている。	・地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台帳等により最近年の面積を把握している。

(2) 国営農用地再編整備事業(国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【必須事項】

【和水子·共】	
項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること。
3.事業の効率性が十分見込まれる こと。 (効率性)	・総費用総便益比≧ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5.環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、 専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

(2) 国営農用地再編整備事業 (国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【1変	慢先配慮事項】				
	評	価項目	評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
効		農業生産性の 維持・向上	○労働時間短縮率 農家の労働時間短縮率(%) =[1-{主要作物(最も作付面積が大き 要作物の人力の労働量(hr)(現況)}	い作物)の人力の労働量(hr)(計画)/主 ×100	
			水田主体地区:49%以上 畑主体地区:28%以上	水田主体地区:49%未満 畑主体地区:28%未満	
			○営農経費縮減率 営農経費縮減率(%)	「方の労働評価額(円) (計画)) / (全ての	
			水田主体地区:55%以上 畑主体地区:42%以上 ○スマート農業技術等の導入	水田主体地区:55%未満 畑主体地区:42%未満	
			<u>る。を導入済み又は導入する予定がある</u> (例)遠隔監視・制御システム、パイテム、GPS を活用した営農自動走B:スマート農業技術等 <u>の導入に対応しがない。</u> ○水田における大区画ほ場の割合	プライン、自動給水栓、地下水位制御シス 行農機等の導入に資する整備等 た基盤整備の予定がない。 を導入する予定	
			事業実施後の水田における大区画ほ場 =大区画水田ほ場(50a以上)の面積(-:該当なし(畑主体地区)		
			70%以上	70%未満	
○担い手の米の生産コスト ①担い手の米の生産コストの労働費(円/60kg) ②事業実施前と比較した担い手の米の生産コストの労働費 ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算 算定 一:該当なし(畑主体地区)		産コストの労働費			
			② 6割未満	① 2,500円/60kg 以上かつ、 ② 6割以上	
			< 従前の例> ○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト (円/60kg) ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査 定 ─:該当なし (畑主体地区)	査における米生産費の算定方法に準じて算	

			9,600 円/60kg 未満	9,600 円/60kg 以上
	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効	食安給の供保	産地収益力の向上	○高収益作物の増加率 ①高収益作物の計画生産額の増加率(%) = (高収益作物の計画生産額一高収益作物の現況生産額*²)/高収益作物の現況生産額×100 ②高収益作物の作付面積の増加率(%) = (高収益作物の計画作付面積一高収益作物の現況作付面積*²)/高収益作物の現況作付面積×100 一:該当なし(生産額に占める高収益作物の割合(=高収益作物の現況生産額/(主食用米を除く)現況生産額)、作付面積に占める高収益作物の現況生産額/(主食用米を除く)現況生産額)、作付面積に占める高収益作物の割合=高収益作物の現況作付面積/(主食用米を除く)現況作付面積)が8割以上の地区) ※1:高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米(備蓄米含む)並びに経営所得安定対策等実施要網IV第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金、IV第2の6(1)1(6)①の戦略作物助成とは砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。 ※2:高収益作物の現況生産額及び現況作付面積が0となる場合の判定は「皆増」とする。 ①20%以上または、②15%以上 ②15%未満 かつ、②15%以上 ②15%未満 (20%未満 かつ、30%は作物の割合 (20%) (高収益作物の割合 (20%) (高収益作物の割合 (20%) (20	
		望ましい農業構造の確立	《国営農地再編整備事業》 担い手への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手の受益農用地面積の受益農地面積(ha)×100 《国営緊急農地再編整備事業》 担い手への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手の受益農用地面積(ha)×100 80%以上 ○担い手への面的集積(集約化)率(% =事業完了時の担い手への面的集積面積 積(ha)×100 90%以上 <従前の例> ○担い手への面的集積(集約化)率 担い手への面的集積(集約化)率 担い手への面的集積(集約化)率	責(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う事業 責(ha)/区画整理を行う事業の受益農地面 80%未満) (ha)/事業完了時の担い手の経営農地面 90 %未満
			80%以上	80%未満

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
有効性	持続的	農地の確保・有 効利用	積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延・②作付率の増加ポイント(%)=計画作 ※耕地利用率においては、永年性作 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯におけ用率と読み替えて判定。 本地利用率(%)=作物の計画作 ①耕地利用率 104%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%以上)または、	F付率(%) -現況作付率(%)物・牧草の作付面積を除いて算定る水田主体地区は、耕地利用率を本地利 で付延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100 ①耕地利用率 104%未満(豪雪地帯及び
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha·年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む 水田主体地区: 1,4401,070 千円/ha・年以上 加主体地区: 600 千円/ha・年以上 加主体地区: 600 千円/ha・年未満	

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
	農村の振興	農業の高付加 価値化	○農業の高付加価値化 ①:地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている。 ②:地域において地域活性化に係る話合いが行われている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目以下	
	多面的 機能の 発揮		○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型 農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われて いるか。 A:行われている、B:行われていない	

	評化	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	環境へ の配慮		形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能 <u>の保全を目的とした維持管理、</u> 費用負 について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち1指標が「一」の場合は、(3指標のうち2指標が「一」の場合は (3指標のうち2指標が「一」の場合は ① a:踏まえている b:検討中 c:	いて、地域住民の参加や地域住民との合意Eを十分に発揮するための維持管理、 見を 担及びモニタリング体制等の調整状況 、 c: 1 点)の合計値により判断。、 A: 6 点、B: 4~5点、C: 3点以下) 、 A: 3点、B: 3点、C: 1点) 踏まえていない 図っていない ー: 該当なし
	関係計画	景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景②景観に配慮した計画について、地域住②景観の保全を目的とした維持管理、対策について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち2指標が「一」の場合は(3指標のうち2指標が「一」の場合は(3指標のうち2指標が「一」の場合は(3指標のうち2指標が「一」の場合は(3指標のうち2指標が「一」の場合は、2 a:図宮が下町村の農業振興計画と本事業とのり、3 はについて、対策の方ち1指標が「一」の場合は、1 を らに、 3 指標のうち1指標が「一」の場合は、1 を らに、 3 指標のうち1指標が「一」の場合は、1 を らに、 3 指標のうち1指標が「一」の場合は、1 を らに、 3 指標のうち1指標が「一」の場合は、2 に、 3 指標のうち1指標が「一」の場合は、2 に、 3 指標のうち1 指標が「一」の場合は、1 は 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に	 観配慮 民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調整 . c:1点)の合計値により判断。 . A:6点、B:4~5点、C:3点以下) . A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない 四っていない ー:該当なし 未調整 ー:該当なし と本事業との整合性が図られているか。 整合性 置付け . c:1点)の合計値により判断。 C:5-3点以下 . A:6点、B:4~5点、C:3点以下)がある c:図られていない がある c:図られていない けられている
	関係機関との連携		受ける又は貸し付けるこ	
			①河川管理者との協議(予備) が合意に ②道路管理者との協議(予備) が合意に ③施設所有者、文化財管理者等関係者等 達しているか について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち1指標が「一」の場合は (3指標のうち2指標が「一」の場合は (3指標のうち2指標が「一」の場合は (3 に 協議了 b:協議中 c:未協 ② a:協議了 b:協議中 c:未協	達しているか 達しているか との着工前に重要な協議(予備)が合意に 、 c:1点)の合計値により判断。 、 -:該当なし 、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下) 、 A:3点、B:2点、C:1点) 議 -:該当なし
③ a:協議了 b:多くが協議中 関連事業との調整 ①事業主体から概略構想(関連事業調整 ②共同事業(事業内容、事業費、アロールででは、評価点(a:3点、b:2) A:6点、B:4~5点、C:3点以「(①または②が「ー」の場合は、A:0。a:提出済 b:提出予定 c:元		①事業主体から概略構想(関連事業調書 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3 ① a:提出済 b:提出予定 c:未 ② a:協議了 b:協議中 c:未)の提出 ーション等)の事前了解 、 c : 1 点)の合計値により判断。 、 - : 該当なし 点、B : 2 点、C : 1 点) 提出 - : 該当なし	

	評価項目		評価指標及	評価指標及び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В	
事業実施に対する受益農家の同意状況(土地②事業実施に対する関係市町村の同意状況(事) ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用 意に達しているか ⑤③事業に伴う土地利用規制(農業振興地域基づく規制)の周知状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:A:15.9点、B:10.6~14.8点、C:9.5点以①a:同意済 b:同意予定 c:未同意②a:同意済 b:同意予定 c:未同意③a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ③a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ④a:合意済 b:調整中 c:未調整		況(事業推進協議会の議決等の状況) の有無 び費用についての打ち合わせを行い、合 興地域の整備に関する法律及び農地法に 、 c : 1 点)の合計値により判断。 与点以下 同意 同意 提出			
事業推進体制 事業推進協議会等の設立の有無②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無		の有無 、 c : 1 点)の合計値により判断。			
維持管理体制①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち 意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値に 		、c: 1点) の合計値により判断。 整 整			
	営農推進体制・環境		ンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・ ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物産、流通業者や実需者との契約に基する等の担い手が需要に応じた生産に取り総事業計画(GFPグローバル産地間では、A:14点以上、B:10~13点、C:9点(⑤が「一」の場合は、A:11点、B A:14点以上、B:10~13点、C:9点(⑤が「一」の場合は、A:11点、B Q a: 設置済 b: 設置予定 c: 未設置 a: 整備済 b: 整備予定 c 未整備 ④ a: 取り組んでいる b: 取り組むでいる b: 取り組むでいる b: 取り組むでいる b: 取り組むでいる b: 取り組むでいる b: 取り組むできるから	の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場について、市場のニーズに基づいた生、生産等、JA等の関係機関や認定農業者組んでいるか。計画)の対象となる作物が営農計画に位:2点、c:1点)の合計値により判断。 点以下:7~10点、C:6点以下) ていない 置	
緊急性 道路や河川等との一位 関連する他の事業(近利用調整(非農用地区があり緊急性がある。		道路や河川等との一体施行や土地利用調 関連する他の事業(道路事業、河川事業等	整を伴う場合の調整状況 等)との一体的な施行、又は一体的な土地 見点から、特定の時期までに着工する必要		

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
	みどり ^Q 戦略に係		風力等発電施設の整備) ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネル等集約・再編、遠隔監視・制御シスプ環境負荷低減事業活動*の促進・化学肥料・化学農薬の施用・使用性性向上を通じた環境保全型農業の表別では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	能エネルギーの活用(小水力、太陽光、ギー化(用排水機場の高効率化、施設のテム等) 抑制(農地の大区画化等による労働生産展開、有機農業の農区設定等) 大区画化等によるスマート農業実装、排 意と調和のとれた食料システムの確立の 等に関する法律(令和4年法律第37号) 留(バイオ炭の施用等)	
	ストック	○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし 「一」とした評価項目は除く。A:8割以上、B:5割以上、C:5割未満			

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

(2) 国営農用地再編整備事業(国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【特定監視項目】

<u> </u>	<u> </u>	
	評価の内容	判 定 基 準
農地整備工事の諸条件		・区画整理や農用地造成における、標準的なほ場区画や整備 勾配等の設定、道路・水路等の配置にあたっては、地形、地質、水利条件等に基づき計画している。

チェックリスト判定基準表 (3)国営総合農地防災事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3.事業の効率性が十分見込まれる こと。 (効率性)	·総費用総便益比≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5.環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、 専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮 したものであること。
6.事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

チェックリスト判定基準表 (3)国営総合農地防災事業

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性		済性・効率性	性 ①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
		による効果額(千円/ha・年) Mac Mac Mac Mac Mac Mac Mac Mac Mac Mac			
		構造の確立	80%以上または都道府県の平均以上	i (ha) /関係市町村の農地面積 (ha) ×100 80%未満かつ都道府県の平均未満	
		農地の確保・有効利用	拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延 ②作付率の増加ポイント(%)=計画 ※耕地利用率においては、永年性作	作付率(%) -現況作付率(%) 物・牧草の作付面積を除いて算定 る水田主体地区は、耕地利用率を本地利 延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100 ①耕地利用率104%未満(豪雪地帯及び	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効		農業生産基盤 の保全管理	災害防止効果額(農業関係)(千円/ha=災害防止効果(農業関係)(千円)/受 ※畑主体では作物生産効果を加える 【注;効果項目は年効果額:千円】 水田主体地区:310-40-千円/ha・年以上 畑主体地区:110千円/ha・年以上 〇重要度の高い(AA種またはA種)国 A:耐震化対策を行う B:耐震化対策を行わない	i・年) :益面積(ha) : : : : : : : : : : : : : : : : : : :
	農村の振興	農村の生活環 境の整備 地域経済への	畑主体地区: 20 千円/ha·年以上	(千円/ha·年) (受益面積(ha) 水田主体地区:840 千円/ha·年未満 畑主体地区:20 千円/ha·年未満
		波及効果 農業の高付加 価値化	受益面積当たり他産業への経済波及効 = 農業生産増加粗収益額(千円)/受益面和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産 整備による作物生産量の維持分を含む 1,260 千円/ha·年以上 ○農業の高付加価値化 地域において農業の高付加価値化や6万ンド化、環境保全型農業等)が行わる A:行われている、B:行われていない	回果額 (千円/ha·年) 記積 (ha) × (産業連関表の逆行列係数の列 産効果における増加粗収益額であり、更新 な 1,260 千円/ha·年未満 次産業化に向けた取組 (加工・販売、ブ れている。
	多面的機能の 発揮	地域の共同活 動	「○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全 農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われ いるか。 A:行われている、B:行われていない	

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	大 中項目 小項目		A	В
	環境の配慮	生態系・景観	形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能 の保全を目的とした維持管理、費用負について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち1指標が「一」の場合は (3指標のうち2指標が「一」の場合は ② a:図っている b:検討中 c: ② a:図っている b:検討中 c: ③ a:調整済 b:調整中 c: ④環境情報協議会等の意見を踏まえた景 ②景観に配慮した計画について、地域住 ③景観の保全を目的とした維持管理、対 状況 について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち2指標が「一」の場合は (3指標のうち2指統) (3指標のうち2指標が「一」の場合は (3指統)	 大 地域住民の参加や地域住民との合意 さ 十分に発揮するための維持管理、景観 担及びモニタリング体制等の調整状況、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下)、A:3点、B:2点、C:1点以下) 踏まえていない図っていないー:該当なし未調整ー:該当なし 規配慮 民の参加や地域住民との合意形成場用負担及びモニタリング体制等の調整 、c:1点)の合計値により判断。
	関係計画との連携		 ∼8点、C:5点以下) (①及び③が「−」の場合は、A:8点 (①、③、⑤4指標のうち2指標が「−:3点以下) ① a:図られている b:図られる見込みがあ2。 ② a:図られている b:図られる見込みがあ3。 ③ a:図られている b:図られる見込みがあ3。 ④ a:図られている b:図られる見込みがあ5。 ④ a:以下の計画に位置付けられていた・事業実施計画又は所得確保計画(ウェットの計画に位置付けられています。 ・事業実施計画又は所得確保計画(ウェットの計画に位置付けられています。 ①河川管理者との協議(予備)が合意に 	地域計画と本事業との整合性 等と本事業との整合性 <u>世付け</u> 、c:1点)の合計値より判断。 C: <u>9</u> 7点以下、一:該当なし 以上、B:7~10点、C:6点以下) <u>8~11点、C:7点以下</u>) <u>指標が「一」の場合は、A:9点、B:6</u> 以上、B:5~7点、C:4点以下) 」の場合は、A:6点、B:4~5点、C る c:図られていない 一:該当なし る c:図られていない 一:該当なし を で:図られていない 一:該当なし る c:図られていない 一:該当なし る c:図られていない 一:該当なし る c:図られていない 一:該当なし る c:図られていない 一:該当なし る c:図られていない 一:該当なし る c:図られていない 一:該当なし
			備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち1指標が「一」の場合は (3指標のうち2指標が「一」の場合は	道路管理者等との着工前に重要な協議(予 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) 、A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 —:該当なし 未協議 —:該当なし

評価項目		 西項目	評価指標及	び判定基準
大	大 中項目 小項目		A	В
業②共同事業(事業内容、事業費、)のについて、評価点(a:3点、bまA:6点、B:4~5点、C:3元施(①または②が「一」の場合は、元環① a:提出済 b:提出予定 c:元		①事業主体から概略構想(関連事業調書 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3 ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ② a:協議了 b:協議中 c:未協議	ーション等)の事前了解、c:1点)の合計値により判断。、一:該当なし点、B:2点、C:1点)ー:該当なし	
境等	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村の同意状 ③事業推進協議会等から着工要望の提出	(土地改良区総代会の議決等の状況) 況(事業推進協議会の議決等の状況) の有無 で費用についての打ち合わせを行い、合 、c:1点)の合計値により判断。 3点以下
事業推進体制 ①事業推進協議会等の設立の有無 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 (こついて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出		、 c : 1 点) の合計値により判断。		
 維持管理体制 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用に意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調整 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整 		、 c : 1 点)の合計値により判断。		
	会の意思を表現している。		ンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・ ※流通・販売に関する基盤とは、近隣等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物産、流通業者や実需者との契約に基づ等の担い手が需要に応じた生産に取り約・ ・ (事が上のでは、 (事が	の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場 について、市場のニーズに基づいた生 、生産等、JA等の関係機関や認定農業者 組んでいるか。 計画)の対象となる作物が営農計画に位 :2点、c:1点)の合計値により判断。 点以下 :7~10点、C:6点以下) ていない 置

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A B	
事業の実施環境等	緊急性	災害発生時の 影響 被害の発生頻 度	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設(ダム、頭首工)やライフラインとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設(学校や医療機関等)が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響(ライフラインや交通等)が想定される。について、該当する項目の数により判断。 A: 3項目、B: 2項目、C: 1項目、一:該当なし 過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害が複数年発生 C:被害が発生一:該当なし	
ストック効果の最大化 ○ストック効果の最大化に向けた事業の効果 効率性、有効性、事業の実施環境等に関係機関との協議、地元合意、事業推議 「一」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割未済		関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし		

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

チェックリスト判定基準表 (3)国営総合農地防災事業

【特定監視項目】

	EN CEROSEI				
	評価の内容	判 定 基 準			
地	・地質状況に基づいた施設計画と				
質	している。	施設計画としている。			
状					
況					

チェックリスト判定基準表(4)直轄地すべり対策事業

【必須事項】

【允许书】	
項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産性の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3.事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (総費用総便益比≧1.0)
4.地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	・農村振興局所管の地すべり防止区域で、次の地すべり防止工事の直轄要件のいずれかを満たしていること。 ・工事の規模が著しく大であるとき。 ・工事が高度の技術を必要とするとき。 ・工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。 ・工事が都府県の区域の境界に係るとき。

チェックリスト判定基準表 (4)直轄地すべり対策事業

【雙元即應事項】				
評価項目		評価指標及び判定基準		
大	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	A	В	
効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
効	食料の 炭定供 総の確保	生の 〇保全対象面積のうち農地面積 (一地区当たり)		
	農業の農業生産基盤 持続的の保全・管理 発展	★ ○事業費に対する農業効果の割合 事業費に対する農業効果(農地・農業用施設 = (直接的な被害軽減効果(農業関係)+間担 /総費用×100110%以上	・農作物の被害軽減)の割合(%)	
農村の 振興		事業費に対する農業外効果(一般公共施設等の家屋等の被害軽減)の割合(%) =(直接的な被害軽減効果(一般関係)+間接 /総費用×100 260%以上 ○保全対象となる人家戸数(一地区当たり) 保全対象となる人家戸数(戸/地区) =地すべり地域及び地域外被害想定地域におけ	的な被害軽減効果(一般関係)) 260%未満	
		を設の維持管理等の取組が行われて 一ト等を実施している。		

	評価項目		評価指標及び判定基準
大		小項目	A B
業	環境への配慮	生態系 <u>・景観</u>	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系 <u>及び景観への</u> 配慮 ②生態系 <u>及び景観</u> に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合
の実施環			意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、 <u>景</u> <u>観の保全を目的とした維持管理、</u> 費用負担及びモニタリング体制等の調整状況
境等			について、評価点 (a:3点、b:2点、c:1点) の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち1指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以
			下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点)
			①a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ②a:図っている b:検討中 c:図っていない -:該当なし ③a:調整済 b:調整中 c:未調整 -:該当なし
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調
			<u>整状況</u> について、評価点 (a:3点、b:2点、c:1点) の合計値により判断。
			A: 9点、B: 6~8点、C: 5点以下 - (3指標のうち1指標が「-」の場合は、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以 下)
			(3指標のうち2指標が「ー」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ①a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ②a:図っている b:検討中 c:図っていない ー:該当なし ②a:割敷次 b:調敷内 a:±割敷内 c:±割敷内 c:
	朋权計画	しの連携	③ a : 調整済 b : 調整中 c : 未調整 − : 該当なし ①関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性
	関係計画との連携		②関係都道府県や市町村の国工強勢化地域計画と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)に合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 ① a:図られている b:図られる見込みがある c:図られていない ② a:図られている b:図られる見込みがある c:図られていない ③ a:図られている b:図られる見込みがある c:図られていない
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議(予備)が合意に達しているか A:協議了 B:多くが協議中 C:多くが未協議 -:該当なし
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書)の提出 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケーション等)の事前了解 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、-:該当なし (①または②が「-」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 -:該当なし ② a:協議了 b:協議中 c:未協議 -:該当なし
	地元合意		①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意状況 ③行政区等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。
① a : 同意済 b : 同意予定 ② a : 同意済 b : 同意予定 ③ a : 提出済 b : 提出予定			A: 12-6-点、B: 8-4~11-5-点、C: 7-3-点以下 ① a: 同意済 b: 同意予定 c: 未同意 ② a: 同意済 b: 同意予定 c: 未同意 ③ a: 提出済 b: 提出予定 c: 未提出 ④ a: 合意済 b: 調整中 c: 未調整

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大			A	В
事業推進体制 ①点検等を行う地元組織が設置されている ②行政区等から着工要望の提出の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c 本:6点、B:4~5点、C:3点以下 施 ①a:設置済 b:設置予定 c:未設置 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出 境 維持管理体制				
等	維持官理体制		②施設の予定管理者と維持管理の方法及で 意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調整 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整	c : 1 点) の合計値により判断。
	緊急性	地すべりの兆候	①現地踏査により農地や傾斜地の法面に変 ②現地踏査により道路や家屋等の構造物に ③地表移動量調査(GPS等)により累積 ④地中移動量調査(孔内傾斜計等)により について、該当する項目の数により判断。 A:4~3項目、B:2項目、C:1項目	こ変状がある。 責変位がある。 0 累積変位がある。
		被害の発生履 歴	過去の地すべり被害の発生履歴 A:直近5年以内に被害が発生 B:過せ C:過去20年以内に被害が発生 -:該	
		災害発生時の 影響	①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設等が ③災害発生時に地域社会への影響(ライス について、該当する項目の数により判断。 A:3項目、B:2項目、C:1項目、-	フラインや交通等)が想定される。
効率性、有効性、事業の ※関係機関との協議、地 「一」とした評価項目に		「一」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割オ	関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

(5) 直轄海岸保全施設整備事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低下 等により事業の必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	·費用便益比≥ 1.0
4. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえていると ともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等) との調和に配慮したものであること。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・海岸保全基本計画に位置づけられていること。・海岸法等の規定要件を満足すること。

(5) 直轄海岸保全施設整備事業

評価項目		尹坱』 価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
率性		済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他だ認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	導入、資源の活用、共同工事等 。
			○保全対象面積のうち農地面積(ha/地	区)
	給の確保 農業の	維持・向上 農業生産基盤 の保全・管理	=農業関係施設防護効果(一般資産+公共 ※農業関係施設防護効果(一般資産+公共	(高潮対策) 62ha 未満額 (一般資産+公共資産)額(一般資産+公共資産)(千円/ha·年)共資産)(千円/ha·年)共資産)(千円)÷防護面積(ha)
			=一般資産防護効果(農業関係) +公共 【注;効果項目は年効果額:千円】	工个肔設阞謢効未(晨業関係)
			<u>820930</u> 千円/ha・年以上	<u>820⁹³⁰</u> 千円/ha・年未満
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○防護面積当たり農業以外施設防護効果? 受益面積当たり農業以外施設防護効果? =農業以外施設防護効果(一般資産+公業 ※農業以外施設防護効果(一般資産+公共 =一般資産防護効果(農業以外)+公共 【注;効果項目は年効果額:千円】	額(一般資産+公共資産)(千円/ha·年) 共資産)(千円)÷防護面積(ha) 資産)
			1,670 千円/ha·年以上 ○整備海岸延長あたり防護人口 (人/km)	1,670 千円/ha·年未満
			(侵食対策)70 人/km 以上 (高潮対策)155 人/km 以上 ○整備海岸延長あたり防護面積 (ha/km)	(侵食対策) 70 人/km 未満 (高潮対策)155 人/km 未満)
			(侵食対策) 8.1ha/km 以上 (高潮対策) 34ha/km 以上	(侵食対策) 8.1ha/km 未満 (高潮対策) 34ha/km 未満

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
	多面的機能の 発揮	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話合い(行政・住民合同会議等) がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
事業の実施環境等	の配慮	生態系 <u>・景観</u> 景観	A: 2項目、B: 1項目、一: 該当なし ①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a: 3点、b: 2点、c: 1点)の合計値により判断。 A: 9点、B: 6~8点、C: 5点以下 (3指標のうち1指標が「一」の場合は、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、A: 3点、B: 2点、C: 1点以下)(3 a: 踏まえている b:検討中 c: 踏まえていない② a: 図っている b:検討中 c: 図っていない 一: 該当なし③ a: 調整済 b: 調整中 c: 未調整 一: 該当なし ①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a: 3点、b: 2点、c: 1点)の合計値により判断。 A: 9点、B: 6~8点、C: 5点以下 (3指標のうち2指標が「一」の場合は、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以下)(3指標のうち2指標のうち2指標のうち2指標のうち2指標のうち2指標が「一」の場合は、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以下)(3指標のうち2指標のうち2指標のうち2指標が「一」の場合は、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以下)(3指標のうち2指標のうち2指標のうは、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以下)(3指標のうち2指標のうち2指標のうるに対域の対域のは対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対		
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の国土強靱化地②関係都道府県や市町村の地域防災計画等③地域における開発計画と本事業との整④耐震設計に基づく計画が策定されていたで、評価点(a:3点、b:2点、A:12点、B:8~11点、C:7点以下①a:図られている b:図られる見込みが②a:図られている b:図られる見込みが④a:策定されている b:策定される見込みが	等と本事業との整合性 を合性 る c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし ある c:図られていない ある c:図られていない ある c:図られていない	

評価項目		西項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A		
事業の実施環境等	業の方実施。 は、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		 ①漁協との協議が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、一:該当なし(①または②が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ①a:協議了 b:協議中 c:未協議 一:該当なし ②a:協議了 b:多くが協議中 c:多くが未協議 一:該当なし 		
地元合意 ①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意状況 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断 A:120点、B:804~110点、C:703点以下 ① a:同意済 b:同意予定 c:未同意 ② a:同意済 b:同意予定 c:未同意 ③ a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ④ a:合意済 b:調整中 c:未調整		の有無 管理者との合意があるか 、 c : 1 点)の合計値により判断。 3-点以下 司意 司意			
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 e:未設立 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出		
	120		①予定管理者が決定されているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調整 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整		
あるいは緊急 地震防災対象 ②事業実施を ③他の公共事業 を3他の公共急等 を3他の必早、等 を3を必要がある。 はないでは、対してののでは、では、などのでは、では、などのでは、では、などのでは、などのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない		効果の最大化	あるいは緊急点検箇所、外洋に直接面し地震防災対策推進地域等の災害発生危地震防災対策推進地域等の災害発生危と。②事業実施を予定する海岸保全施設の主と。③他の公共事業(他省庁の海岸事業、治りため早急に事業を実施する必要がある。自公署、学校、病院等の公共建物、人場道、鉄道、空港、あるいは、団地規による営農が可能な土地条件を備えて域内にあることについて、該当する項目の数により判断。A:4~3項目、B:2項目、C:1項のストック効果の最大化に向けた事業の対率性、有効性、事業の実施環境等に	家、老人ホーム、身障者施設または国道、 模が概ね 20ha 以上で、かつ高性能な機械 いるか、整備して備え得る農地が防護区 目、一:該当なし 効率性・有効性等の確保	
\•/=\T	waterkerstallers and selection		A:8割以上、B:5割以上、C:5割	未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(7-1)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確である こと。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本 事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≧ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえていると ともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観 等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表 (7-1)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業))

【優先配盧事項】

【復	【懓先配慮事垻】					
	評価項目		評価指標及び判定基準			
大	中項目	小項目	A	В		
効率性			①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし			
効	食料の 安定供給 の確保 農業生産性の 維持・向上		○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持= (作物生産効果+品質向上効果+営農経農に係る走行経費節減効果) (千円)【注;効果項目は年効果額:千円】	・向上による効果額 費節減効果+維持管理費節減効果+営		
			<u>1,5001,150</u> 千円/ha・年以上	<u>1, 5001, 150</u> 千円/ha·年未満		
			○スマート農業技術等の導入 A:受益地内において、スマート農業技術 ある。を導入済み又は導入する予定があ (例)遠隔監視・制御システム、パイステム、自動走行農機等の導入に B:スマート農業技術等の導入に対応したがない。 ○水田における大区画ほ場の割合事業実施後の水田における大区画ほ場の =大区画水田ほ場(50a以上)の面積(h)	る。 プライン、自動給水栓、地下水位制御シ 資する整備 GPS を活用した営農等 た基盤整備の予定がない。 を導入する予 の割合 (%)		
			70%以上	70%未満		
			 ○担い手の米の生産コスト ①担い手の米の生産コストの労働費(円) ②事業実施前と比較した担い手の米の生活 ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査定 一:該当なし(畑主体地区) ① 2,500円/60kg 未満 または、 ② 6割未満 〈従前の例> ○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト(円/60kg) 	/60kg)		
			9,600 円/60kg 未満	9,600 円/60kg 以上		

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効	食料の安定保の確保	産地収益力の向上	○高収益作物の増加率 ①高収益作物 ^{※1} の生産額の増加率(%) =(高収益作物の計画生産額-高収益作物の現況生産額 ^{※2})/高収益作物の現況生産額×100 ②高収益作物の作付面積の増加率(%) =(高収益作物の計画作付面積-高収益作物の現況作付面積 ^{※2})/高収益作物の現況作付面積×100 一:該当なし(生産額に占める高収益作物の割合(=高収益作物の現況生産額/(主食用米を除く)現況生産額)、作付面積に占める高収益作物の割合=高収益作物の現況作付面積/(主食用米を除く)現況作付面積)が8割以上の地区) ※1:高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米(備蓄米含む)並びに経営所得安定対策等実施要網Ⅳ第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第2の6(1)1(6)①の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。 ※2:高収益作物の現況生産額及び現況作付面積が0となる場合の判定は「皆増」とする。		
			① 20%以上 または、 ② 15%以上	① 20%未満 かつ、 ② 15%未満	
=高収益作物の計画生産額/主食用米を ②高収益作物の増加割合(%) =(高収益作物の計画生産額/高収益作 ※高収益作物とは、野菜指定産地に 振興計画等に位置付けられた農産物		○高収益作物の割合 ①生産額(主食用米を除く)に占める高 =高収益作物の計画生産額/主食用米を除 ②高収益作物の増加割合(%) =(高収益作物の計画生産額/高収益作物 ※高収益作物とは、野菜指定産地におり 振興計画等に位置付けられた農産物を	く計画生産額		
			ア① 8割以上 または、 イ① 5割以上かつ、② 50%以上増加	ア① 5割未満 または、 イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加	

	評価項目		評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
効	農業の 持続的 発展	望ましい農業 構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) =促進計画目標年における担い手の受益農用地面積(ha)/事業の受益農地面積(ha 100		
			80%以上	80%未満	
			○担い手への面的集積(集約化)率 担い手への面的集積(集約化)率(%) =事業完了時の担い手への面的集積面積 積(ha)×100) (ha)/事業完了時の担い手の経営農地面	
			90 %以上	90 %未満	
			<従前の例> ○担い手への面的集積率 担い手への面的集積(集約化)率(%) =促進計画目標年における担い手への面的担い手の経営農地面積(ha)×100) 5集積面積(ha)/促進計画目標年における	
			80%以上	80%未満	
		農地の確保・有効利用	積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延っ ②作付率の増加ポイント(%)=計画作 ※耕地利用率においては、永年性作	付率(%) -現況作付率(%) 物・牧草の作付面積を除いて算定 る水田主体地区は、耕地利用率を本地	
			特別豪雪地帯は100%以上)または、	①耕地利用率 104%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は 100%未満) かつ、 ②作付率の増加ポイント 12%未満	
	農村の振興	農村の 地域経済への ○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり)		果額(千円/ha·年) 記積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列 E効果における増加粗収益額であり、更新	
			1,350 千円/ha·年以上	1,350 千円/ha·年未満	
		農業の高付加 価値化	□、350 下17/11a 平成上 □ 農業の高付加価値化 □:地域において農業の高付加価値化 売、ブランド化、環境保全型農業等)が ②:地域において地域活性化に係る話でについて、該当する項目の数により判断。 A: 2項目、B: 1項目以下	や6次産業化に向けた取組(加工・販 が行われている。 合いが行われている。	
	多面的 機能の 発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や 型農業直接支払交付金を活用し、農地、 れているか。 A:行われている、B:行われていない		

評	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	АВ	
大	中項目環境の配慮	小項目 生態系 <u>・景観</u> 景観	A ①環境情報協議会等の意見を踏画についての保全を目的とした維持管理、	B
			(5 4指標のうち2 1指標が「一」の場合 : 4点以下) ① a:図られている b:図られる見込 ② a:位置づけられている b:位置では一では一ででは一ででは一ででは一ででは一でででででででででででででででで	なみがある c:図られていない づけられる見込みがあるなし ていない 送計画の策定に取り組む地区の工程表の け4経営第1531号農林水産省経営局 を作成している、 令和6年度は協議 条の規定に基づき、市町村が、農業の 場)を設置している場合を含む みがある c:図られていない けられている

※連携の定義:①機構が借り受けた り受ける又は貸し付 重点実施区域を含む れる地域、のいずれ A:連携している B:連携してい 関係機関との協議 ①河川管理者との協議(予備)が合 ②施設所有者、文化財管理者等関係 協議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:			農地中間管理機構と連携しているか。 ※連携の定義:①機構が借り受けた又は貸し付けた農地がある地域、②機構が借り受ける又は貸し付けることが確実と見込まれる地域、③機構の重点実施区域を含む地域、④機構の重点実施区域の指定が見込まれる地域、のいずれかに該当すること A:連携している B:連携していない ①河川管理者との協議(予備)が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。
			A:6点、B:4~5点、C:3点以下、-:該当なし (2指標のうち1指標が「-」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ①a:協議了 b:協議中 c:未協議 -:該当なし ②a:協議了 b:多くが協議中 c:多くが未協議 -:該当なし
	評価項	頁目	評価指標及び判定基準
大	中項目	小項目	АВ
事業の実施環境等			①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか ⑤③事業に伴う土地利用規制(農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制)の周知状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:159点、B:106~148点、C:9 も点以下 ①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている c:未同意;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている c:未同意;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b:協議中 c:未協議 ③ a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ④ a:合意済 b:調整中 c:未調整 ⑤③ a:説明済 b:説明予定 c:未表施 ①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の表決の また。 と:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:設立予定 c:未設立 ② a:提出済 b:提出予定 c:未提出
	営農推進体制・環境		 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、e:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:得られている b:調整中 e:未調整 ②a:合意済 b:調整中 e:未調整
			①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援(検討)体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤輸出事業計画(GFP グローバル産地計画)の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。

について、評価点の合計値(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判 断。

A:14点以上、B:10~13点、C:9点以下

(⑤が「-」の場合は、A:11点、B:7~10点、C:6点以下)

① a:把握済 b:調整中 c:把握していない

② a : 設置済 b : 設置予定 c : 未設置 ③ a : 整備済 b : 整備予定 c 未整備

④ a: 取り組んでいる b: 取り組む予定 c: 取り組む予定なし ⑤ a: 位置付けられている、もしくは位置付け予定 -: 位置付けの予定なし

大	中項目	小項目	A	В
業の実施環境			①国営事業など他の公共事業(かんがい携をとるため早急に事業を実施する必要を表析化等による施設機能低下や農業被認力を開かれて、該当する項目の数により判断 A:2項目 B:1項目 -:該当なし	要がある 害の発生状況、地域の農家の減少、荒廃
等	テム戦略	略の食料シス に係る取組 効果の最大化	風力等発電施設の整備) ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルキ集約・再編、遠隔監視・制御シスラ ③環境負荷低減事業活動*の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用担性向上を通じた環境保全型農業の所 ・温室効果ガスの排出削減(農地の対水改良等による中干し期間延長等) ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境ための環境負荷低減事業活動」とは、環境をある。 ・当のででは、ままでは、である。 ・一生層改良における土壌への炭素貯留・管理所等建築物の木造化 ・生層改良における土壌への炭素貯留・管理所等建築物の木造化 ・生層改良における土壌への炭素貯留・管理所等建築物の木造化 ・1~④のいずれかに取り組むない。 ・1)~④のいずれにも取り組まない。 ・1)~④のいずれにも取り組まない。 ・1)~④のいずれにも取り組まない。 ・1)~④のいずれにも取り組まない。 ・1)~④のいずれにも取り組まない。 ・1)~4)のいずれにも取り組まない。 ・1)~4)のいずれにも取り組まない。 ・2)の本の表大化に向けた事業の多数率性、有効性、事業の実施環境等に	Eエネルギーの活用(小水力、太陽光、デー化(用排水機場の高効率化、施設のテム等) 印制(農地の大区画化等による労働生産展開、有機農業の農区設定等) で区画化等によるスマート農業実装、排造と調和のとれた食料システムの確立の等に関する法律(令和4年法律第37動 回(バイオ炭の施用等) の本性・有効性等の確保関する評価項目におけるA評価の割合推進体制に関する評価項目及び該当なし

(7-2)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(草地畜産基盤 整備事業))

【必須事項】

2.公子气】	
項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確である こと。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること。 ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、 都道府県の技術指標に適合した技術であること。 ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・ 協力体制が整っていること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0であること。 ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること。 ・事業参加経営体(公共牧場を含む)の経営経費に占める飼料費 の割合の低減が見込まれること。
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと。(所得償還率が適正な水準であること) ・共同利用施設については、管理運営規程等が策定され(見込み含む)その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、 環境との調和に配慮した対策を行うものとなっていること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

(7-2) 農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(草地畜産基盤 整備事業))

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められること。 ②コスト縮減を図る計画となっている。(例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用について、該当する項目の数により判断。 A: 2項目、B: 1項目、-:該当なし		
効	食料の 安定 供給保 確保	農業生産性の維持・向上	○農業生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持 = (畜産物生産効果+品質向上効果+営産関係る走行経費節減効果) (千円 【注;効果項目は年効果額:千円】	・ 向上による効果額 農経費節減効果+維持管理費節減効果+) /受益頭数(肥育豚換算:頭) 	
			6.2 千円/頭·年以上	6.2千円/頭·年未満	
	農業の 持続的 発展	望ましい農業 構造の確立	○事業参加経営体に占める担い手農家 (=事業参加経営体のうちの担い手農家数 《公共牧場整備事業》○公共牧場利用経営体に占める担い手農 =公共牧場利用経営体のうちの担い手農 (戸)×100	((戸) /事業参加経営体(戸)×100 家(認定農業者等)の割合(%)	
			 都道府県の平均以上	- 都道府県の平均未満	
		農地の確保・有効利用	①担い手農家への飼料生産基盤の集積と。 ②基盤整備の実施により耕作放棄地の確保を行うこと。 ③離農跡地・耕作放棄地等の活用が図について、該当する項目の数により判断A:2~3項目、B:1項目、-:該《公共牧場整備事業、草地整備利用促進②及び③の評価指標について、該当する:2項目、B:1項目、-:該当なし	発生を未然に防止し、飼料生産基盤のられること。 う。 当なし 事業》 る項目の数により判断。	
	農村の振興		○他産業への経済波及効果額(受益頭数 受益頭数当たり他産業への経済波及效 =農業生産増加粗収益額(千円)/受益 表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産 新整備による作物生産量の維持分を含	回果額(千円/頭・年) 注頭数(肥育豚換算:頭)×(産業連関 産効果における増加粗収益額であり、更	
			43 千円/頭·年以上	43 千円/頭·年未満	

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効	多面的 機能の 発揮	環境機能の維 持・増進	○環境関連効果額(受益頭数当たり) 受益頭数当たり環境関連効果額(千円/頭・年) = (景観・環境保全効果)(千円)/受益頭数(肥育豚換算:頭) 【注;効果項目は年効果額:千円】 「※受益頭数当たり畜産環境整備効果額(千円/頭・年) = (衛生水準向上効果+水質保全効果)(千円)/受益頭数(肥育豚換算:頭) 【注;畜産環境整備効果額を算定していなければ「−」該当なし】 3.6千円/頭・年以上 3.6千円/頭・年未満		
事業の実施環境等	意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管 施 観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により半角:9点、B:6~8点、C:5点以下、一:該当なし		て、地域住民の参加や地域住民との合 を十分に発揮するための維持管理、景 担、モニタリング体制等の調整状況 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 踏まえていない 図っていない		
		景観	③ a : 調整済 b : 調整中 c : ①環境情報協議会等の意見を踏まえた景	未調整	
②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モ 状況		費用負担、モニタリング体制等の調整 、 c: 1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 踏まえていない 図っていない 未調整			
		と。 地が、農業振興地域整備計画における 整合性 、 c: 1点)の合計値により判断。 みがある c: 図られていない 入の見込みがある c: 図られていない 達していること。 抵当権等)の同意が得られることが確 道路管理者、漁協等との着工前に重要 と。、 c: 1点)の合計値により判断。 、 ー: 該当なし 、 A: 6点、B: 4~5点、C: 3点 、 A: 3点、B: 2点、C: 1点) ー: 該当なし			

	評	価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等			①市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られていること。 ②補助残の融資について関係機関で調整が行われていること。 ③事業参加経営体(公共牧場を含み、公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む。)の意向が十分反映された計画となっていること。 ④事業に伴う土地利用規制(農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制)の周知状況について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:12点、B:8~11点、C:7点以下 ① a:得られている b:得られる見込みがある c:得られていない② a:調整済 b:調整中 c:未調整 ③ a:計画となっている b:調整中 c:計画となっていない ④ a:説明済 b:説明予定 c:未実施		
21 3) 12 A 1) 2		体制	①事業推進協議会等地元の意見を調整す②行政、農協等の担当部局が明確になっ③周辺住民の同意が得られていること。について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下①a:設立済 b:設立予定 c:未設②a:明確になっている b:調整中③a:得られている b:得られる見込	ていること。 、 c : 1 点) の合計値により判断。 立 c : 明確になっていない	
	維持管理	2支援体制	①草地、施設等に係る管理組織等が整備②普及指導センター、農協等が参画する③輸出事業計画(GFP グローバル産地計置付けられているか。 について、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下①a:整備済 b:整備予定 c:未整②a:整備済 b:整備予定 c:未整③a:位置付けられている、もしくは何し	営農支援体制が整備されていること。 画)の対象となる作物が営農計画に位 、 c : 1 点)の合計値により判断。 備 備	
	緊急性		飼料自給率の向上を図るため、早期に整A:該当あり、-:該当なし	整備事業を実施する必要があること。	

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等	テム戦略	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	の集約・再編、遠隔監視・制御シ ③環境負荷低減事業活動**の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用 産性向上を通じた環境保全型農業・温室効果ガスの排出削減(農地の 排水改良等による中干し期間延長・ ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境 のための環境負荷低減事業活動の仮 37号)第2条第4項に規定する事業 4その他 ・土層改良における土壌への炭素貯 ・管理所等建築物の木造化 等 A:①~④のいずれたも取り組まない 〇ストック効果の最大化に向けた事業の 効率性、有効性、事業の実施環境等に	能エネルギーの活用(小水力、太陽ギー化(用排水機場の高効率化、施設ステム等) 抑制(農地の大区画化等による労働生の展開、有機農業の農区設定等) 大区画化等によるスマート農業実装、等) 境と調和のとれた食料システムの確立 産進等に関する法律(令和4年法律第 業活動 留(バイオ炭の施用等) 効率性・有効性等の確保 関する評価項目におけるA評価の割合 ・推進体制に関する評価項目及び該当な	

(7-3)農業競争力強化基盤整備事業(水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業 (うち簡易整備型を除く))、水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確である こと。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込ま れること。 (効率性)	・総費用総便益比≧1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとと もに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)と の調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に 適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

(7-3)農業競争力強化基盤整備事業(水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業 (うち簡易整備型を除く))、水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業))

評価項目		評価指標及び判定基準		
山頂目	小頂目	Δ	В	
,				
	<i>,</i> , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	尊入、資源の活用、共同工事等	
		○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持=(作物生産効果+品質向上効果+営農経済係る走行経費節減効果)(千円)/受益【注;効果項目は年効果額:千円】①一般型及び特別型(畑地帯総合整備型②特別型のうち畑地帯総合整備型	・向上による効果額(千円/ha·年) 費節減効果+維持管理費節減効果+営農に を面積(ha)	
		①560 千円/ha·年以上	①560 千円/ha·年未満	
		②880 千円/ha·年以上	②880 千円/ha·年未満	
		A:受益地内において、スマート農業技行 ある。を導入済み又は導入する予定がある。	る。 プライン、自動給水栓、地下水位制御シ <u>資する整備 GPS を活用した営農</u> 等 た <u>基盤整備の予定がない。を</u> 等を導入す	
	産地収益力の	○高収益作物の増加率		
	向上	○高収益作物の増加率 ①高収益作物*1の生産額の増加率(%) = (高収益作物の計画生産額-高収益作物の現況生産額*2)/高収益作物の現況生産額×100 ②高収益作物の作付面積の増加率(%) = (高収益作物の計画作付面積-高収益作物の現況作付面積*2)/高収益作物の現況作付面積×100 一:該当なし(施設の機能維持を図る地区、生産額に占める高収益作物の割合(=高収益作物の現況生産額/(主食用米を除く)現況生産額)、作付面積に占める高収益作物の割合=高収益作物の現況作付面積/(主食用米を除く)現況作付面積)が8割以上の地区) ※1:高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米(備蓄米含む)並びに経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第2の6(1)-1(6)①の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。 ※2:高収益作物の現況生産額及び現況作付面積が0となる場合の判定は「皆増」とする。 ① 20%以上 または、 ② 20%未満 かつ、		
	中項目 事業の経 食料の 安定供	中項目 小項目 事業の経済性・効率性 農業生産性の 維持・向上 産地収益力の	中項目 小項目	

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効	食料の安定確保	産地収益力の向上		で、計画生産額の現況生産額-1)×100 ける指定野菜や果樹農業振興計画、農業 指す。ただし、主食用米、経営所得安 け金や戦略作物助成の対象作物は除く。 区) ア① 5割未満 または、 イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加 低い地域における計画作付率 か作付面積(ha)×100	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効	京 農業の 持続的 発展		○担い手への農地利用集積率 ①担い手への計画農地利用集積率(%) =集積計画における担い手への集積面積 ②担い手への現況農地利用集積率(%) =関係市町村の担い手への集積面積(ha) -:該当なし(施設の機能維持を図る地	(集積計画を作成しない地区))/関係市町村の耕地面積(ha)×100 区)
			① 80%以上 ② 80%以上または都道府県の平均 以上	① 80%未満② 80%未満かつ都道府県の平均未 満
		農地の確保・有効利用	積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付員 ②作付率の増加ポイント(%)=計画 ※耕地利用率においては、永年性作物	i作付率(%) -現況作付率(%) め・牧草の作付面積を除いて算定 3水田主体地区は、耕地利用率を本地 延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100
			特別豪雪地帯は都道府県平均以上)ま たは、	つ、
		農業生産基盤	②作付率の増加ポイント 12%以上 ○緊急性を踏まえた更新等整備	②作付率の増加ポイント 12%未満
		の保全管理	A:不測の事態が発生しており、事 B:不測の事態が発生していない 一:該当なし(施設の更新等整備を行う ○施設の健全度を踏まえた更新等整備 A:長寿命化対策を行う B:長寿命化対策を行わない	
			対策の必要がない地区))	4万よい地区及の使主及が同く、政分明化
			○施設の重要度を踏まえた更新等整備A: 更新等整備を行う地区に重要度のB: 更新等整備を行う地区に重要度の一:該当なし(施設の更新等整備を行	高い(A以上)施設が含まれない わない地区)
	農村の 振興	_ , ,	○他産業への経済波及効果額(受益面積 受益面積当たり他産業への経済波及効 =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面 列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生 新整備による作物生産量の維持分を ①一般型及び特別型(畑地帯総合整備 ②特別型のうち畑地帯総合整備型	果額(千円/ha·年) i積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の 産効果における増加粗収益額であり、更 含む
			①1,780 千円/ha·年以上 ②1,070 千円/ha·年以上	①1,780 千円/ha·年未満 ②1,070 千円/ha·年未満

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
	農村の振興	農業の高付加 価値化	○農業の高付加価値化 ①:地域において、農業の高付加価値化や売、ブランド化、環境保全型農業等)が行②:地域において地域活性化に係る話合いについて、該当する項目の数により判断。A:2項目、B:1項目以下 -:該当なし(施設の機能維持を図る地区	fわれている。 いが行われている。 ☑)
		再生可能エネルギーの導入	○小水力発電等の再生エネルギーを導入浴 A:導入済み又は導入予定、B:導入予	
	多面的 機能の 発揮	地域の共同活 動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中型農業直接支払交付金を活用し、農地、農 れているか。 A:行われている、B:行われていない ー:該当なし(施設の機能維持を図る地区	農業水利施設の維持管理等の取組が行わ
	環境への配慮	生態系 <u>・景観</u> 景観	- : 該当なし (施設の機能維持を図る地区) ①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ①a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない②a:図っている b:検討中 c:図っていない 一:該当なし③a:調整済 b:調整中 c:未調整 一:該当なし ①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち2指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下)	
			①a:踏まえている b:検討中 e:路 ②a:図っている b:検討中 e:図	<u> </u>

	評	価項目	評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等	関係計画との連携		日		
	関係機関との協議		 る計画) ①河川管理者との協議(予備)が合意に達し ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、cA:6点、B:4~5点、C:3点以下(2指標のうち1指標が「一」の場合は、A①a:協議了 b:協議中 c:未協②a:協議了 b:易くが協議中 c:多く 	 管理者、漁協等との着工前に重要な協議(予:1点)の合計値により判断。 :3点、B:2点、C:1点) 議 -:該当なし 	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費 ているか ⑤③事業に伴う土地利用規制(農業振興地規制)の周知状況 について、評価点(a:3点、b:2点、cA:150点、B:106~148点、C:95点(①が「一:該当なし」の場合 A:126点(①が「一:該当なし」の場合 A:126点(①が「一:該当なし」の場合 A:126点(①が「一:該当なし」の場合 A:126点(想定)。 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得らb:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得らb:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得た:未同意;土地改良区理事会了等、「意一:該当なし②「議会の同意」とは3/1時点(想定)でのa:内諾協議は了しており、事業推進に関すb:協議中 c:未協議 ③ a:提出済 b:提出予定 c:未提出	 ま 関係市町村の議会の同意 無 用についての打ち合わせを行い、合意に達し 域の整備に関する法律及び農地法に基づく : 1点)の合計値により判断。 以下 B:84~115点 C:73点以下)での同意状況れているられているられているられている向」同意は得られている向」同意は得られている 同意状況 る議案を提出済み 	

I			④ a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整		
	事業推進体制		⑤ a : 説明済 b : 説明予定 c : 未実力	施	
			①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決		
			②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、該価点(2・3点 b・2点 c・1点)の会計値により判断。		
			(ご)() (、評価点(a:3点、b:2点、c A:6点、B:4~5点、C:3点以下	:1点)の合計値により判断。	
			① a : 設立済 b : 設立予定 c : 未設立		
			② a : 提出済		
	評価	西項目	評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
事業の	維持管理	体制	①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用 ているか	用についての打ち合わせを行い、合意に達し	
実施			について、評価点(a:3点、b:2点、c A:6点、B:4~5点、C:3点以下	: 1点)の合計値により判断。	
環境			① a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整 ② a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整		
等	営農推進	体制・環境	①関係都道府県、市町村、農協等の営農	部局と連携して、営農の現状や将来ビジ	
			ョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含む	めた営農検討組織など、営農支援(検	
			討)体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・見		
			※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等		
			④受益地内で生産される主要な農産物に	こついて、市場のニーズに基づいた生	
			産、流通業者や実需者との契約に基づく		
			者等の担い手が需要に応じた生産に取り		
			⑤輸出事業計画(GFP グローバル産地計画)の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。		
			について、評価点の合計値(a:3点、b 断。	: 2点、c:1点)の合計値により判	
			A:14 点以上、B:10~13 点、C:9点	以下	
			(⑤が「-」の場合は、A:11点、B		
			① a : 把握済 b : 調整中 c : 把握し		
			② a : 設置済 b : 設置予定 c : 未設置 ③ a : 整備済 b : 整備予定 c 未整備		
			(4) a:取り組んでいる b:取り組む予	ラ定 c・取り組む予定かし	
			⑤ a:位置付けられている、もしくは位		
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との関係	系で緊急性が高い	
	7. 18 h 🕮		A:該当あり -:該当なし	- 時如の松沙瓜河	
		略の食料シス に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る ①再生可能エネルギーの活用) 取組の検討状況	
	/ ************************************		9 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	ミエネルギーの活用(小水力、太陽光、	
			風力等発電施設の整備)		
			②省エネルギー化	> " (P)	
			・農業水利施設維持管理の省エネルギ 集約・再編、遠隔監視・制御シスラ	一化(用排水機場の高効率化、施設の	
			(3環境負荷低減事業活動*の促進	ム寺)	
				p制(農地の大区画化等による労働生産	
			性向上を通じた環境保全型農業の風	展開、有機農業の農区設定等)	
				区画化等によるスマート農業実装、排	
			水改良等による中干し期間延長等) ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境	====================================	
				等に関する法律(令和4年法律第37	
			号) 第2条第4項に規定する事業活		
			④その他	g ())] H o H o H	
			・土層改良における土壌への炭素貯留	留 (バイオ炭の施用等)	

	・管理所等建築物の木造化 等
	A:①~④のいずれかに取り組む
	B:①~④のいずれにも取り組まない
ストック効果の最大化	○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保
	効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合
	※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし
	「一」とした評価項目は除く。
	A:8割以上、B:5割以上、C:5割未満

(7-4) 農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(農業基盤整備促進 事業)、水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業のうち簡易整備型))

【必須事項】

[2075] 于"只]	
項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確である こと。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事 業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がその すべての費用を償うこと。
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

(7-4) 農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(農業基盤整備促進 事業)、水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業のうち簡易整備型))

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
率性		済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると 認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
有 食料の 農業生産性の		上が図られる。		
	農業の 持続的 発展		○緊急性を踏まえた更新等整備 A:不測の事態が発生しており、事後保全 B:不測の事態が発生していない 一:該当なし(施設の更新等整備を行わる ○施設の健全度評価を踏まえた更新等整備 A:長寿命化対策を行う B:長寿命化対策を行わない 一:該当なし(施設の更新等整備を行わる 策の必要がない地区))	ない地区) <u>備</u>
			○施設の重要度評価を踏まえた更新等整係A:更新等整備を行う地区に重要度の高いB:更新等整備を行う地区に重要度の高い一:該当なし(施設の更新等整備を行われ	ハ(A以上)施設が含まれる ハ(A以上)施設が含まれない
	農村の振興	農業の高付加 価値化	○農業の高付加価値化 ①:地域において農業の高付加価値化や売、ブランド化、環境保全型農業等)が②:地域において地域活性化に係る話台について、該当する項目の数により判断。A:2項目、B:1項目以下	ぶ行われている。 ♪いが行われている。
	多面的 機能の 発揮	国土の保全	○農地の遊休化や耕作放棄地化の問題に 議等)が行われている。 A:行われている、B:行われていない	ついて地域で話合い(行政・住民合同会

	 評·	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
	環境へ	生態系・景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生 ②生態系及び景観に配慮した計画につい 形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能 <u>の保全を目的とした維持管理、</u> 費用負 について、評価点(a:3点、b:2点、A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち1指標が「一」の場合は、下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、 ② a:図っている b:検討中 c:[② a:図っている b:検討中 c:[態系 <u>及び景観への</u> 配慮 て、地域住民の参加や地域住民との合意 を十分に発揮するための維持管理、 <u>景観</u> 担及びモニタリング体制等の調整状況 、 c : 1 点)の合計値により判断。 . A : 6 点、B : 4~5 点、C : 3 点以 . A : 3 点、B : 2 点、C : 1 点) 踏まえていない —:該当なし 図っていない —:該当なし 表調整 —:該当なし 表調整 —:該当なし 表調整 —:該当なし 表記を加や地域住民との合意形成 を用負担及びモニタリング体制等の調整 . c : 1 点)の合計値により判断。
				<u> </u>
			点以下) (5 4 指標のうち2 1 指標が「一」の場:4点以下) (1 a:図られている b:図られる見込② a:位置づけられている b:位置では置づけられている c:作成されている。 c:作成されている。 c:作成されている。 c:作成されている。 c:作成され、※令和5年度は市町村が工程表(地域作成について(令和4年9月22日代経営政策課長通知)に基づく工程表)の場(農業経営基盤強化促進法第18将来の右り方等を関係者と協議する場の場(農業経営基盤強化促進法第18将来の右り方等を関係者と協議する場合。 i 以下のいずれかの計画に位置付に・事業実施計画又は所得確保計画(中は第4に定める計画)・産地推進計画(水田農業高収益化物る計画)・産地推進計画(水田農業高収益化物る計画)・麦・大豆生産性向上計画(麦・大豆生産性向上計画(麦・大豆生産性向上計画(麦・大豆生産性向上計画(麦・大豆生産性の上計画(麦・大豆生産性の上計画)	を合性 (付け) (C:1点)の合計値により判断。 (C:8-6-点以下) (A:10点以上、B:7~9点、C:6) 合は、A:8点以上、B:5~7点、C (会)のよいない。 (会)のようなし。 (このない、 (な)といない。 (な)といる、令和6年度は協議。 条の規定に基づき、市町村が、農業の。 (な)といる場合を含む。 (な)といない。 (な)といるいない。 (な)といるいない。 (な)といる場合を含む。 (な)といない。 (な)といるいない。 (な)といるいる場合を含む。 (な)といない。 (な)といるいない。 (な)といるいるい。 (な)といるいるい。 (な)とい。 (な)とい。 (な)とい。 (な)とい。 (な)とい。 (な)とい。 (な)とい。 (な)とい。 (な)とい。 (な)とい。 (な)とい。 (な)とい。

	関係機関との連携関係機関との協議	農地中間管理機構と連携しているか。 ※連携の定義:①機構が借り受けた又は貸し付けた農地がある地域、②機構が借り受ける又は貸し付けることが確実と見込まれる地域、③機構の重点実施区域を含む地域、④機構の重点実施区域の指定が見込まれる地域、のいずれかに該当すること A:連携している B:連携していない ①河川管理者との協議(予備)が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、-:該当なし(2指標のうち1指標が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ① a:協議了 b:協議中 c:未協議 -:該当なし ② a:協議了 b:協議中 c:多くが未協議 -:該当なし
	評価項目	評価指標及び判定基準
大	中項目 小項目	A B
事業の実施環境等		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか ⑤②事業に伴う土地利用規制(農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制)の周知状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:159点、B:106~148点、C:95点以下 (53指標のうち1指標が「一」の場合は、A:126点、B:84~115点、C:7-3点以下) (5指標のうち2指標が「一」の場合は、A:9点、B:6~8点、C:5点以下) (5指標のうち2指標が「一」の場合は、A:9点、B:6~8点、C:3点以下) (5指標のうち3指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) (5指標のうち3指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) ①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ・ は高済み;受益者の23以上の同意が得られている ・ は同意済み;受益者の23以上の同意が得られている ・ は同意済み;受益者の23以上の同意が得られている ・ は同意済み;受益者の23以上の同意が得られている ・ は一定計算を表します。 は一定に表しまする議案を提出済み ・ は一定に表しまする議案を提出済み ・ は一定に表しまする。 は明済 ・ は明子定 ・ に表しまする。 は明済 ・ は明子で ・ に表しまする。 は明済 ・ は明済 ・ は明済 ・ は明子で ・ に表しまする。 は明済 ・ は明子で ・ に表しまする。 は明済 ・ は明子で ・ に表しまする。 は明済 ・ は明済 ・ に表しまする。 は知済 ・ にままする。 は知済 ・ にまる。 は知済 ・ にまる。 は知済 ・ にまる。 は知済 ・ にまる
	事業推進体制	①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の 議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無
		 Cついて、評価点 (a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (2指標のうち1指標が「ー」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点以下) ①a:設立済 b:設立予定 c:未設立 -:該当なし ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出 -:該当なし
	維持管理体制	 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (2指標のうち1指標が「ー」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点以下) ①a:合意済 b:調整中 c:未調整 -:該当なし ②a:合意済 b:調整中 c:未調整 -:該当なし

	評(西項目	評価指標及び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В
事業の実施環境等	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援(検討)体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤輸出事業計画(GFP グローバル産地計画)の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。	
緊急性			について、評価点の合計値(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値に断。 A:14点以上、B:10~13点、C:9点以下(⑤が「一」の場合は、A:11点、B:7~10点、C:6点以下)①a:把握済 b:調整中 c:把握していない②a:設置済 b:設置予定 c:未設置③a:整備済 b:整備予定 c未整備④a:取り組んでいる b:取り組む予定 c:取り組む予定なし⑤a:位置付けられている、もしくは位置付け予定 一:位置付けの国営事業等関係する他の公共事業との関係で緊急性が高いA:該当あり 一:該当なし	
	みどり戦略の食料システム戦略に係る取組		風力等発電施設の整備) ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルキ 集約・再編、遠隔監視・制御シスラ ③環境負荷低減事業活動*の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用料 性向上を通じた環境保全型農業の月 ・温室効果ガスの排出削減(農地のサ 水改良等による中干し期間延長等) ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境	とエネルギーの活用(小水力、太陽光、 デー化(用排水機場の高効率化、施設の テム等) 印制(農地の大区画化等による労働生産 展開、有機農業の農区設定等) 大区画化等によるスマート農業実装、排 意と調和のとれた食料システムの確立の 等に関する法律(令和4年法律第37 動
ストック効果の最大化 〇ストック効果の最大化 効率性、有効性、事業 ※関係機関との協議、「一」とした評価項目		○ストック効果の最大化に向けた事業の 効率性、有効性、事業の実施環境等に ※関係機関との協議、地元合意、事業 「一」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割	関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし	

(7-5)農業競争力強化基盤整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)

【必須事項】

20 M T M	
項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確である こと。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≧ 1.0
4. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえていると ともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観 等)との調和に配慮したものであること。
5. 事業の採択要件を満たして いること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件 に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

(7-5)農業競力強化基盤整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業) 【優先配慮事項】

	評	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性			①単位当たり事業費が類似条件の近傍他 と認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	算入、資源の活用、共同工事等
効 安定 維持・向上 地域農業の生産性及び農業経営の			・向上による効果額 費節減効果+維持管理費節減効果+営	
			① <u>1,500</u> 1,150 千円/ha·年以上 ② 880 千円/ha·年以上	① <u>1,500<mark>1,150</mark></u> 千円/ha·年未満 ② 880 千円/ha·年未満
			〇スマート農業技術等の導入 A:受益地内において、スマート農業技 ある。 を導入済み又は導入する予定があ	術等 <u>の導入に対応した基盤整備の予定が</u>
			(例) 遠隔監視・制御システム、パイステム、自動走行農機等の導入にB:スマート農業技術等の導入に対応し、予定がない。	プライン、自動給水栓、地下水位制御シ 資する整備 GPS を活用した営農等
○水田における大区画ほ場の割合 事業実施後の水田における 事業実施後の水田における大区画ほ場の割合(=大区画水田ほ場(50a以上)の面積(ha)/水田 ー:該当なし(畑主体地区)		の割合(%) aa)/ <u>水田<mark>ほ場</mark>整</u> 備面積(ha)×100		
			70%以上	70%未満
			定 -:該当なし(畑主体地区) ① 2,500円/60kg未満 または、 ② 6割未満 <従前の例> ○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト (円/60kg)	<u> </u>
			9,600 円/60kg 未満	9, 600 円/60kg 以上

	評		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
有効性	食安供確料定給保ののの	農業生産性の維持・向上	生産額×100 ②高収益作物の作付面積の増加率(%) =(高収益作物の計画作付面積-高収益現況作付面積×100 ー:該当なし(生産額に占める高収益作(主食用米を除く)現況生産額)、作益作物の現況作付面積/(主食用米を区) ※1:高収益作物とは、主食用米よりも主食用米(備蓄米含む)並びに分別の価格でののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	作付面積に占める高収益作物の割合=高収除く)現況作付面積)が8割以上の地面積当たりの収益性の高い作物であり、所得安定対策等実施要網IV第1の1IV第2の6(1)-1(6)①の戦略作調整に関する法律(昭和40年6月2日など、個別の作物の経営に対する補助金作付面積が0となる場合の判定は「皆②20%未満かつ、②15%未満 収益作物の割合案く計画生産額がの現況生産額-1)×100。ける指定野菜や果樹農業振興計画、農業で、ただし、主食用米、経営所得安定対
持続的 構造の確立 発展			○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) =集積集団化等促進基盤整備計画目標年にの受益農地面積(ha)×100	おける担い手の受益農用地面積(ha)/事業 80%未満
			○担い手への面的集積(集約化)率 担い手への面的集積(集約化)率(%) =事業完了時の担い手への面的集積面積 積 (ha) ×100	
			90 %以上	90%未満
			< 従前の例> ○担い手への面的集積率 担い手への面的集積(集約化)率(%) =集積集団化等促進基盤整備計画目標年に 積集団化等促進基盤整備計画目標年におけ	おける担い手への面的集積面積(ha)/集
			80%以上	80%未満

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
有 農業の 持続的 持続的 持続的 発展 ②作付率の増加ポイント (%) = 計画作付率 (②作付率の増加ポイント (%) = 計画作付率 (※耕地利用率においては、永年性作物・牧道※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田・利用率と読み替えて判定。本地利用率(%)=作物の計画作付延べ面和・104%以上(豪雪地帯及び、1)・特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上)または、特別豪雪地帯は100%以上		 「面積(ha)/耕地面積(ha)×100 付率(%) -現況作付率(%) か・牧草の作付面積を除いて算定 5水田主体地区は、耕地利用率を本地 上べ面積(ha)/本地面積(ha)×100 ①耕地利用率 104%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%未満)かつ、 		
	農村の振興	地域経済への波及効果	 ○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更整備による作物生産量の維持分を含む ①水田主体地区 ②畑主体地区 	
②1,070 千円/ha·年以上 ②1, 農業の高付加価値化 ① : 地域において農業の高付加価値化や6次産業化に 売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている ② : 地域において地域活性化に係る話合いが行われて について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目以下		ぶ行われている。 ♪いが行われている。		
	多面的 機能の 発揮	地域の共同活 動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全 型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行わ れているか。 A:行われている、B:行われていない	

中垣日		評価指標及び判定基準	
大 中項目 小項目		A	В
環境への配慮	生態系・景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態の保全を目的とした維持管理、という。 (3 指標のうち 1 指標が「一」の場合とは、第一次では、3 指標のうち 2 指標が「一」の場合とした維持管理、では、3 指標のうち 2 指標が「一」の場合とした。 (3 指標のうち 2 指標が「一」の場合とした。 (3 指標のうち 2 指標が「一」の場合とした。 (3 指標のうち 2 指標が「一」の場合とこう。 (3 指標のうち 2 指標が「一」の場合とこう。 (3 指標のうち 2 指標が「一」の場合とこう。 (3 指標のうち 2 指標が「一」の場合と、 (3 指標のうち 2 指標が 1 手動をできる。 (3 指標のうち 2 指標が 1 手動をできる。 (3 指標のうち 2 指標が 1 手動をできる。 (3 上2 10 における関連事業等への位置、 (5 指標のうち 2 十指標が「一」の場合と、 (5 14 標のうち 2 14 点以下)のよいないる (3 a:作成と乗りたいるがよりまするよりまする。 (4 a:図られている b:図のられているがよりまする。 (5 14 標のできなりまする。 (5 14 標ののうれているがよりますないまでは、 (5 14 標ののうれているがよりますないまでは、 (5 14 標ののうれているがよりますないまでは、 (5 14 標ののうれているがよりますないまでは、 (5 14 標ののうち 2 14 点以下) (5 14 点以下) (5 14 点以下) (5 14 点以下)) (5 14 点以下) (5 14 点以下) (5 14 点以下)) (5 14 点以下) (5 14 点以下)) (5 1	態系及び景観への配慮 て、地域住民の参加や地域住民との合意 を十分に発揮するための維持管理、景観 及びモニタリング体制等の調整状況 、
		※令和5年度は市町村が工程表(地域 作成について(令和4年9月22日付 経営政策課長通知)に基づく工程表) の場(農業経営基盤強化促進法第18 将来の在り方等を関係者と協議する場 ④ a:図られている b:図られる見込 ⑤ a:以下のいずれかの計画に位置付け 一:以下のいずれの計画にも位置付け ・事業実施計画又は所得確保計画(中 は第4に定める計画) ・産地推進計画(水田農業高収益化推 る計画) ・麦・大豆生産性向上計画(麦・大豆 3に定める計画)	送計画の策定に取り組む地区の工程表の では4経営第1531号農林水産省経営局 を作成している、令和6年度は協議 条の規定に基づき、市町村が、農業の 場)を設置している場合を含む。 みがある c:図られていない けられている。 けられていない。 は当画の策定について別紙第3に定め 近生産性向上計画の策定について別紙第3に定め
			形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能。 の保全を目的とした維持管理、 四いて、評価点(a:3点、b:2点、A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち2指標が「一」の場合は、下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、下) (3 に

関係機関との協議	①河川管理者との協議(予備)が合意に達しているか
	②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な
	協議(予備)が合意に達しているか
	について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。
	A:6点、B:4~5点、C:3点以下、-:該当なし
	【(2指標のうち1指標が「-」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点)
	① a : 協議了 b : 協議中 c : 未協議 - : 該当なし
	② a : 協議了 b : 多くが協議中 c : 多くが未協議 - : 該当なし

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
大 事業の実施環境等	大 中項目 小項目 事 地元合意 業 20 実 施 元		A ①事業計画の内容や負担金等、事業実施に②事業に伴う土地利用規制(農業振興地づく規制)の周知状況 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の意にをしているかについて、点、B: 8 4~11 5点、 C: 7 - 1 「議会協議 では、 B: 8 4~11 5点、 C: 7 - 1 「議会協議でしており、 B: 8 4~11 5点、 B: 8 4~11 5点、 B: 8 4~11 5点、 B: 8 4 6 1 5点、 B: 8 4 6 1 5点、 B: 8 4 6 1 5点、 C: 7 - 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1	B こ対する関係市町村の議会の同意 記域の整備に関する法律及び農地法に基 の有無 で書用についての打ち合わせを行い、合 。 に 1 点)の合計値により判断。 3 点以下 この同意状況 関する議案を提出済み 実施 提出 と とは 地区内各土地改良区の総会等の の有無 。 : 1 点)の合計値により判断。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			産、流通業者や実需者との契約に基づく 者等の担い手が需要に応じた生産に取り ⑤輸出事業計画(GFP グローバル産地計 置付けられているか。	組んでいるか。
			について、評価点の合計値(a:3点、b 断。 A:14点以上、B:10~13点、C:9点 (⑤が「一」の場合は、A:11点、B ①a:把握済 b:調整中 c:把握して ②a:設置済 b:設置予定 c:未設置 ③a:整備済 b:整備予定 c未整備 ④a:取り組んでいる b:取り組む子 ⑤a:位置付けられている、もしくは位	は以下 : 7~10点、C:6点以下) ていない 置

	評	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
業の実施環境	緊急性		①国営事業など他の公共事業(かんがい排水事業や道路事業、河川事業等)と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ②老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況、地域の農家の減少、 廃農地の増加状況から、整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断 A:2項目 B:1項目 -:該当なし	
施について、該当する項目の数により判断		Eエネルギーの活用(小水力、太陽光、 デー化(用排水機場の高効率化、施設の 一ム等) 中制(農地の大区画化等による労働生産 展開、有機農業の農区設定等) に区画化等によるスマート農業実装、排 こと調和のとれた食料システムの確立の 等に関する法律(令和4年法律第37 動 国(バイオ炭の施用等) 対率性・有効性等の確保 関する評価項目におけるA評価の割合		

チェックリスト判定基準表 (8)中山間地域農業農村総合整備事業

【必須事項】

20次子・ス1	<u> </u>
項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確である こと。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≧1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえていると ともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観 等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

(8) 中山間地域農業農村総合整備事業

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
効	食安供確保ののの	農業生産性の維持・向上	○土地域農業の生産性のの機関を関係を受ける。 (作物生産性及び労働生産性のの関係を受ける。 (作物生産対別の関係を関係を受ける。) (利力のの関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	上効果額(受益面積当たり) ・向上による効果額 費節減効果+維持管理費節減効果+営 /受益面積(ha) 1,150 千円/ha·年未満 術等の導入に対応した基盤整備の予定がる。 プライン、自動給水栓、地下水位制御シ資する整備等 GPS を活用した営農等整備の予定がない。技術等を導入する予 整備の予定がない。技術等を導入する予 。 作物の現況作付面積**2)/高収益作物の現況生産額/作付面積に占める高収益作物の割合=高収益作物の割合=高収益作物の割合=高収除く)現況作付面積)が8割以上の地 面積当たりの収益性の高い作物であり、3所得安定対策等実施要綱IV第1の1 IV第2の6(1)1(6)①の戦略作調整に関する法律(昭和40年6月2日)など、個別の作物の経営に対する補助金

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
有効性	食安供確保	産地収益力の向上		(大計画生産額のの現況生産額-1)×100ける指定野菜や果樹農業振興計画、農業す。ただし、主食用米、経営所得安定対

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効	有 農業の 対抗的 持続的 性 発展望ましい農業 構造の確立○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) =促進計画目標年における担い手の受益農用地面積(ha)/事 100		用地面積(ha)/事業の受益農地面積(ha)×	
			80%以上	80%未満
		農地の確保・有効利用	積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延へ ②作付率の増加ポイント(%)=計画作 ※耕地利用率においては、永年性作物 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における 利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%)=作物の計画作付数 ①耕地利用率104%以上(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%以上)または、	付率 (%) -現況作付率 (%) め・牧草の作付面積を除いて算定 3水田主体地区は、耕地利用率を本地 近べ面積(ha)/本地面積(ha)×100 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		地域経済への波及効果	和)	果額(千円/ha·年) i積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列 ii数果における増加粗収益額であり、更新
		農業の高付加 価値化	1,350 千円/ha·年以上 ○農業の高付加価値化 ①:地域において農業の高付加価値化 売、ブランド化、環境保全型農業等)が ②:地域において地域活性化に係る話台について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目以下	が行われている。 合いが行われている。
	多面的 地域の共同活			

	評	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等		生態系・景観	 株況 たついて、評価点(a:3点、b:2点、A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「ー」の場合は、下) (3指標のうち2指標が「ー」の場合は、下) (3指標のうち2指標が「ー」の場合は、①a:踏まえている b:検討中 e:超②a:図っている b:検討中 c:超③a:調整済 b:調整中 c:ラ 	て、地域住民の参加や地域住民との合意を十分に発揮するための維持管理、景観 及びモニタリング体制等の調整状況。c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以 A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない。 図っていない。一:該当なし、表調整。一:該当なし、表調整。一:該当なし、表別を地域住民との合意形成を用負担及びモニタリング体制等の調整。。c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以外表により、B:2点、C:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以外表により、B:2点、C:1点) ないない。一:該当なし、表別をよっていない。一:該当なし、表別をよっていない。一:該当なし、表別をよっていない。一:該当なし、表別をよっていない。一:該当なし、表別をよっていない。一:該当なし、表別をよっていない。一:該当なし、表別をよっていない。一:該当なし、表別を表し、表別を表し、表別を表し、表別を表し、表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表
		との谌携	営基盤強化促進法第18条の規定に基づを関係者と協議する場)を設置している。a:図られている。b:図られる見込④a:以下のいずれかの計画に位置付け一:以下のいずれの計画にも位置付け・産地推進計画(水田農業高収益化推る計画)・地域別農業振興計画(中山間地農業る計画) ①河川管理者との協議(予備)が合意に資②施設所有者、文化財管理者等関係者、資	合性 1 付け
			②施設所有者、文化財管理者等関係者、流 協議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、 (2指標のうち1指標が「一」の場合は、 ① a:協議了 b:協議中 c:5 ② a:協議了 b:多くが協議中 c:5	c:1点)の合計値により判断。 一:該当なし A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 —:該当なし

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В
大事業の実施環境等	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施心②事業推進協議会等と維持管理の方法及ででいるが、 ⑤事業ででいるが、 ⑥事業ででいるが、 ⑥③事業に伴うと維持管理の方法をでいるが、 ⑥③事業に伴うと維持管理の方法をでいるが、 ⑥③事業に伴うと推持管理の方法をでいるが、 ⑥③事業に伴うと地利用規制(農業振興基づいた点、は、1500の目には、1000の目には、1000の目には、1000の目には、1000の目に、1500の目	こ対する関係市町村の議会の同意 の有無 び費用についての打ち合わせを行い、合 単地域の整備に関する法律及び農地法に
	維持管理		② a : 提出済 b : 提出予定 c : 未 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及で 意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:得られている b:調整中 c ② a:合意済 b:調整中 c	c:1点)の合計値により判断。 :未調整 :未調整
	営農推進	体制・環境	①関係都道府県、市町村、農協等の営農部 コンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含される農産物が整備される農産物の流通・原治・ ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の場合で生産される農産をは、近隣の場合で生産される主要な農産をできますが、場等へ輸送する場合の高速道路等。 ④受益地内で生産される主要な農産をできまる。 「会社ので生産を実際では、近隣のを主要なとは、近隣の場合で生産を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	めた営農検討組織など、営農支援(検販売に関する基盤が整備されているか。の市場、直売所、食品加工場や遠方の市ででいて、市場のニーズに基づいた生に生産等、JA等の関係機関や認定農業の組んでいるか。計画)の対象となる作物が営農計画に位により、では、と、に、1点)の合計値により判例以下に、7~10点、C:6点以下)でいない。

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等	緊急性		①国営事業など他の公共事業(かんがい排水事業や道路事業、河川事業等)と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ②老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況、地域の農家の減少、荒廃農地の増加状況から、整備の緊急性が高いについて、該当する項目の数により判断 A:2項目 B:1項目 -:該当なし		
児等	環境 みどり戦略の食料システム戦略に係る取組		風力等発電施設の整備) ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルキ集約・再編、遠隔監視・制御シスラ ③環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用担性向上を通じた環境保全型農業の大水改良等による中干し期間延長等) ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境ための環境負荷低減事業活動」とは、環境をある環境負荷低減事業活動の促進号)第2条第4項に規定する事業活金の他・土層改良における土壌への炭素貯留・管理所等建築物の木造化等A:①~④のいずれかに取り組むお:①~④のいずれたも取り組まない	Eエネルギーの活用(小水力、太陽光、 一化(用排水機場の高効率化、施設の 一ム等) 中制(農地の大区画化等による労働生産 展開、有機農業の農区設定等) で区画化等によるスマート農業実装、排 こと調和のとれた食料システムの確立の 等に関する法律(令和4年法律第37 動 四(バイオ炭の施用等)	
ストック効果の最大化 〇ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目に ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する記 「一」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割未満		関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし			

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

チェックリスト判定基準表

(9)農村整備事業※

【必須事項】

【紀次子気】	
項目	判定基準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、施設の状況等からみて、当該事業の施行が技術的に 可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	総費用総便益比≥1.0 (農道・集落道の保全対策を除く)
4. 受益者負担の可能性が十分であること。(公平性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・受益者の負担金について合意を得ていること。または、当該市 町村で負担金徴収条例が定められていること。 ・農家負担を伴う農道整備事業(保全対策を除く)の場合は、総 所得償還率≦0.2 または増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮していること	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているととも に、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調 和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適 合していること。

[※]農業集落排水施設整備事業は9-1、農道・集落道整備事業は9-2、営農飲雑用水施設整備事業は9-3、 地域資源利活用施設整備事業は9-4、集落防災安全施設整備事業は9-5を使用することとする。

(9-1)農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)

評価項目		項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経済	斉性・効率性	効率性 ①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当でと認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
有効性		自然循環機 能の維持増 進	汚泥・処理水などの循環利用率(%) A:100 B:0	
	農村の振 興	生活インフ ラの保全・ 管理	A:不測の事態が発生しており、事後 B:不測の事態が発生していない -:該当なし(施設の更新等整備を行	
			A:長寿命化対策を行う B:長寿命化対策を行わない -:該当なし(施設の更新等整備を行 化対策の必要がない地区))	わない地区及び健全度が高く、長寿命
			A: 更新等整備を行う地区に重要度の B: 更新等整備を行う地区に重要度の -: 該当なし(施設の更新等整備を行	高い(A以上)施設が含まれない
		農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 ①安全性:災害時の避難地・避難路の 常時の安全性の向上、及び高齢者等の 全性の向上が見込まれる ②保健性:飲用水の確保、適切な水質 について、該当する項目の数により判 A:2項目、B:1項目、-:該当な	通用の安全の確保、防災等日常時の安 の確保、排水性の向上が見込まれる 断。
			維持管理の効率化・適正化に関する取 A:整備施設の効率化や適正化に係る (例)施設の再編・集約、遠隔監視・ B:整備施設の効率化や適正化に係る	取組を実施済みまたは実施予定 制御システムの導入等
			(高度化型を除く) 強靱化への寄与 ①定住人口がおおむね 500 人以上 ②浸水想定区域内にあるもの ③処理区内に防災拠点等となりうる公 ④施設の再編・集約を行うもの について、該当する項目の数により判 A: 2項目以上、B: 1項目	
	多面的機 能の発揮	地域の共同 活動	地域において、多面的機能支払交付金 保全型農業直接支払交付金を活用し、 組が行われているか。 A:行われている、B:行われていな	農地、農業水利施設の維持管理等の取

	評価	項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系 <u>・景</u> 観	状況 について、評価点(a:3点、b:2) A:9点、B:6~8点、C:5点以 (3指標のうち1指標が「一」の場合に 点以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合に ① a:踏まえている b:検討中 c ② a:図っている b:検討中 c ③ a:調整済 b:調整中 c	いて、地域住民の参加や地域住民との 能を十分に発揮するための維持管理、 用負担及びモニタリング体制等の調整 点、c:1点)の合計値により判断。 下は、A:6点、B:4~5点、C:3 は、A:3点、B:2点、C:1点) は、B:2点、C:1点 に踏まえていない に図っていない に対するし ・未調整
		景観	 ③景観の保全を目的とした維持管理、整状況 について、評価点(a:3点、b:2) A:9点、B:6~8点、C:5点以(3指標のうち1指標が「ー」の場合(点以下) (3指標のうち2指標が「ー」の場合(①a:踏まえている b:検討中 c 	住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 点、c:1点)の合計値により判断。
	関係計画	と の 連携	①都道府県や市町村の国土強靱化地域語のでは、2 部道府県や市町村の国土強靱化地域における開発計画と本事業との関係は、2 は個別施設計画等を備推進事業又は個別を表すがある。ののは、2 は、2018 点以上、 B:16~1914~17点(全が「一」の場合は、A:17点以上(でが「一」の場合は、A:18点、B(16~1914~17点以上(でが「一」の場合は、A:18点、B(16~1914~17点以上(でが「一」の場合は、A:18点、B(16~1914~17点以上(でが「一」の場合は、A:18点、B(16~1914~17点以上(でが「一」の場合は、A:18点、B(16~1914~17点)。	と本事業との整合性整合性されている 排水処理施設整備事業との連携した事合性 付け (A) C:1点)の合計値により判断。 (A) C:1513-点以下 (B) B:13~16点、C:12点以下) :14~17点、C:13点以下) 場合は、A:15点、B:11点~14 られる見込みがある c:図られていな 込みがある c:策定されていない -
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、 な協議(予備)が合意に達しているか A:協議了、B:多くが協議中、C:	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:2) A:6点、B:4~5点、C:3点以 (①が「-」の場合、A:3点、B:	施に対する関係市町村の議会の同意 点、c:1点)の合計値により判断。 下

1		受益者の同意」とは 3/1 時点(想定)での同意状況
a	:	同意済み;受益者の大部分の同意が得られている
b	:	同意済み:受益者の2/3以上の同意が得られている

b:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている 一:該当なし;地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b:協議中 c:未協議

	評価	 項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	事業推進化	本制	①事業推進協議会等の設立の有無 もの議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提 ③家庭からの繋ぎ込み促進に関する取 について、評価点(a:3点、b:2) A:9点、B:6~8点、C:5点以 (③が「一」の場合、A:6点、B:①a:設立済 b:設立予定 c:②a:提出済 b:提出予定 c:③3a:行われている -:行われてい	出の有無 組がなされている 点、c:1点)の合計値により判断。 下 3~5点、C:2点以下) 未設立 未提出
	維持管理化		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法 い、合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 ①a:合意済 b:調整中 c:未 ②a:合意済 b:調整中 c:未	及び費用についての打ち合わせを行 点、 c : 1 点) の合計値により判断。 下 調整
	緊急性	災害発生時 の影響 被害の発生 頻度	について、該当する項目の数により判 A: 2項目、B: 1項目、-:該当な 過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害が	校や医療機関等)が地区内に存在し、 イフラインや交通等)が想定される。 断。 し
		格の食料シスこ係る取組	光、風力等発電施設の整備) ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネル の集約・再編、遠隔監視・制御シ ③環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用 産性向上を通じた環境保全型農業 ・温室効果ガスの排出削減(農地の 排水改良等による中干し期間延長 ※「環境負荷低減事業活動」とは、環	能エネルギーの活用(小水力、太陽 ギー化(用排水機場の高効率化、施設ステム等) 抑制(農地の大区画化等による労働生の展開、有機農業の農区設定等) 大区画化等によるスマート農業実装、等) 境と調和のとれた食料システムの確立 足進等に関する法律(令和4年法律第 業活動

	B:①~④のいずれにも取り組まない
ストック効果の最大化	効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当な し「一」とした評価項目は除く A:8割以上、B:5割以上、C:5割未満

チェックリスト判定基準表 (9-2)農村整備事業(農道・集落道整備事業)

【馊亢即思争识】		只		
	評価項	頁目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A B	
効率性	事業の経済	f性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
有効性	食料の 安定 供給 確保	農業生産性 の維持・向 上	(強靱化型を除く) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営 農に係る走行経費節減効果) (千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 A:280千円/ha·年以上 B:280千円/ha·年未満	
	農村の振 興	生活インフ ラの保全・ 管理	A:不測の事態が発生しており、事後保全を行う B:不測の事態が発生していない -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)	
			A:長寿命化対策を行う B:長寿命化対策を行わない -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命 化対策の必要がない地区)	
			A: 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれる B: 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれない -: 該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)	
		農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 ①安全性:災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる。 ②利便性:行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる。 ③快適性:集落道の舗装や憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれるについて、該当する項目の数により判断。 A:3項目、B:2~1項目、-:該当なし	
			維持管理の効率化・適正化に関する取組 A:整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施済みまたは実施予定 (例)施設の再編・集約、遠隔監視・制御システムの導入等 B:整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施する予定が無い	
		農村の生活環境の整備	(高度化型を除く) 強靱化への寄与 ①受益面積がおおむね50~クタール以上(中山間地域等はおおむね30~クタール以上)、かつ、車道幅員がおおむね4メートル以上(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域はおおむね3メートル以上) ②地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの ③主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの ④施設の再編・集約を行うものについて、該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目	
	多面的機 能の発揮	地域の共同 活動	地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A:行われている、B:行われていない	

	評価項目	評価指標及	評価指標及び判定基準	
大中項	目 小項目	A	В	
大事業の実施環境等	目 小項目	A ①環境情報協議会等の意見を踏まえる②生態系及び景観に配慮した計画にの合意形成。③環境配慮対策工を行った施設等が理、景観の保全を目的とした維持管の調整状況について、評価点(a:3点、b:断。 A:9点、B:6~8点、C:5点、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3に)。)。 はいる b:検討中②a:図ったいる b:検討中②a:図ったる b:検討中③a:調整済 b:調整中②暑観の保全を目的とした維持管理、調整状況について、評価点(a:3点、b:断。 A:9点、B:6~8点、C:5点、(3指標のうち1指標が「一」の場合、(3指標のうち1指標が「一」の場合、(3指標のうち1指標が「一」の場合、(3指標のうち1指標が「一」の場合、(3指標のうち1指標が「一」の場合、(3指標のうち1指標が「一」の場合、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3指標のうち2指標が「一」の場合、(3に関係のうち2に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)とは対している。(3に対している)は対している。(3に対している)は対している。(3に対している)は対している。(3に対している)は対している。(3に対している)は対している。(3に対している)は対している。(3に対している)は対している)は対している。(3に対している)は対している。(3に対している)は対している。(3に対している)は対している)は対している。(3に対している)は対している)は対している。(3に対している)は対している)は対している。(3に対している)は対している)は対している。(3に対している)は対している)は対している。(3に対している)は対している。(3に対している)は対している)は対している。(3に対している)は対している。(3に対している)は対している)は対している。(3に対しないる)は対し、は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないる。(3に対しないる)は対しないるのは、(3に対しないる)は対しないるのは、(3に対しないる)は対しないるのは、(3に対しないるのはないるのは、(3に対しないるのはないるのは、(3に対しないるのはないるのはないるのはないるのはないるのはないるのはないるのはないるのは	た生態系 <u>及び景観への</u> 配慮 ついて、地域住民の参加や地域住民と 機能を十分に発揮するための維持管 で理、費用負担及びモニタリング体制等 2点、c:1点)の合計値により判 以下 合は、A:6点、B:4~5点、C: 合は、A:3点、B:2点、C:1 c:踏まえていない c:対ない。 -:該当なし た景観配慮 域住民の参加や地域住民との合意形成 、費用負担及びモニタリング体制等 2点、c:1点)の合計値により判 以下 合は、A:6点、B:4~5点、C: 合は、A:6点、B:4~5点、C: 合は、A:3点、B:2点、C:1 e:踏まえていない。 -:該当なし e:図っていない。 -:該当なし。 e:対するに対ない。 -:該当なし。 -:	
関係材	後関との協議	の整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づけられている ③都道府県や市町村の国土強靱化地域の場合における開発計画と本事がでで、一部では、	等と本事業との整合性の整合性の整合性にされている置付け。 ②点、c:1点)の合計値により判断。 一点、C:1412点以下合は、A:16点以上、B:13点~15 の場合は、A:14点以上、B:11~13 、B:10~13-8~11点、C:9-7点以A:12点、B:8~11点、C:7点以 図られる見込みがある c:図られているに置づけられる見込みがある c:使見込みがある c:位見込みがある c:策定されていないいるいないといるいないといるに達していること。者、抵当権等)の同意が得られること者、道路管理者、漁協等との着工前に	

ICついて、評価点の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下、-:該当なし (3指標のうち1指標が「-」の場合は、A:6点、B:4~5点、C: 3点以下) (3指標のうち2指標が「-」の場合は、A:3点、B:2点、C:1
点) ① a:協議了 b:協議中 c:未協議 -:該当なし ② a:得られている b:得られる見込みがある c:得られていない -:該当なし ③ a:協議了 b:多くが協議中 c:多くが未協議 -:該当なし

	評価項目		評価指標及	ひ判定基準
大	中項目	小項目	A B	
事業の実施環境等	業 の 実 施		③事業推進協議会等から着工要望の技 ④施設の予定管理者と維持管理の方法 い、合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2 断。 A:126点、B:84~115点、C (①が「-」の場合、A:93点、I	実施に対する関係市町村の議会の同意 <u>提出の有無</u> <u>法及び費用についての打ち合わせを行</u> 2点、c:1点)の合計値により判 : <u>7</u> 3 点以下 B: <u>6~8</u> 2 点、C: <u>5</u> 1 点 <u>以下</u>)
①「受益者の同意」とは3/1 時点(想定)での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている b:同意済み;受益者の2/3 以上の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得達 -:該当なし;地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1 時点(想定)での同意状況 a:内諸協議は了しており、事業推進に関する議案を提出流 b:協議中 c:未協議 ③ a:提出済 b:機出予定 c:未提出 ④ a:合意済 b:調整中 c:未調整 事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地等の議決 ②事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地等の議決 ②事業推進協議会等の設立の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合意 斯		意が得られている 同意が得られている 等、「意向」同意は得られている E)での同意状況 進に関する議案を提出済み : 未提出 表調整		
		是出の有無 2 点、 c : 1 点)の合計値により判 以下 : 未設立		
		去及び費用についての打ち合わせを行2点、 c : 1点) の合計値により判以下未調整		
	緊急性	災害発生時 の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる材 ②公共施設等の防災上重要な施設(学 し、 災害発生時に地域社会への影響(ライ について、該当する項目の数により料	学校や医療機関等)が地区内に存在 イフラインや交通等)が想定される。

	A:2項目、B:1項目、-:該当なし
被害の発生 頻度	過去 10 年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害が複数年発生 C:被害が発生 -:該当なし

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	テム戦略し	路の食料シス で係る取組 効果の最大化	光、風力等発電施設の整備) ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネル 設の集約・再編、遠隔監視・制 ③環境負荷低減事業活動*の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使力を通じた出りができる。 ・温室効果が改良等に出りができる。 ・温室効果が改良等に活動」とは、対策によるのに対し、対策には、対域に対し、対域に対域に対し、対域に対し、対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対	可能エネルギーの活用(小水力、太陽ルギー化(用排水機場の高効率化、施御システム等) 用抑制(農地の大区画化等による労働農業の展開、有機農業の農区設定等)の大区画化等によるスマート農業実間延長等)環境と調和のとれた食料システムの確めの促進等に関する法律(令和4年法する事業活動特留(バイオ炭の施用等)

チェックリスト判定基準表 (9-3)農村整備事業(営農飲雑用水施設整備事業)

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	 小項目	Δ Β	
効率性		予候日 ・効率性	A B ①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A: 2項目、B: 1項目、-: 該当なし	
有効性	農村の振興	生活インフラの保全・管理	A:不測の事態が発生しており、事後保全を行う B:不測の事態が発生していない -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区) A:長寿命化対策を行う B:長寿命化対策を行わない -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿	
		# 4 0 10 7	命化対策の必要がない地区)) A: 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれる B: 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれない -: 該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)	
		農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 ①保健性:飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれる ②利便性:行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確 保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
			維持管理の効率化・適正化に関する取組 A:整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施済みまたは実施予定 (例)施設の再編・集約、遠隔監視・制御システムの導入等 B:整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施する予定が無い	
			(高度化型を除く) 強靱化への寄与 ①給水戸数がおおむね 50 戸以上 ②土砂災害警戒区域内にあるもの ③給水区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの ④施設の再編・集約を行うもの について、該当する項目の数により判断。 A: 2項目以上、B: 1項目	
	多面的機 能の発揮	地域の共同 活動	地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A:行われている、B:行われていない	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大 中項目 小項目 A		A	В	
事業の実施環境等	環境への	生態系 <u>・景</u> <u>観</u>	の合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が 理、 <mark>景観の保全を目的とした維持管理</mark> 調整状況 について、評価点(a:3点、b:5 断。 A:9点、B:6~8点、C:5点 (3指標のうち1指標が「一」の場合 3点以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合 1の場合である。 (3指標のうち2指標が「一」の場合 2のまえている。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	ついて、地域住民の参加や地域住民と 機能を十分に発揮するための維持管 、費用負担及びモニタリング体制等の 2点、c:1点)の合計値により判 以下 合は、A:6点、B:4~5点、C: 合は、A:3点、B:2点、C:1 c:踏まえていない c:図っていない c:表調整 —:該当なし
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえ ②景観に配慮した計画について、地 ③景観の保全を目的とした維持管理、 調整状況 について、評価点(a:3点、b: 断。 A:9点、B:6~8点、C:5点 (3指標のうち1指標が「ー」の場合 3点以下) (3指標のうち2指標が「ー」の場合 点)	た景観配慮 或住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の 2点、 e: 1点)の合計値により判
	関係計画と	の連携	(①は強靱化型を除く) ①都道府県や市町村が策定する農業技の整合性 ②都道府県や市町村の国土強靱化地域③都道府県や市町村の地域防災計画等(争地域における開発計画と本事が第6関係計画における支援事業への位置について、評価点 (a:3点、b:2 A:1745点以上、B:13~1641~14(6指標のうち1指標が「一」の場合にこり除く場合 A:1442点以上、Bただし、⑥が「一」の場合は、A:10~④a:図られている b:策定されている b:策定されている b:策定される」⑥a:策定されている b:策定される」⑥a:以下の計画に位置付けられている。	振興計画や農業振興地域整備計画等と 或計画と本事業との整合性 等と本事業との整合性 の整合性 定されている 置付け 2点、c:1点)の合計値により判断。 -点、C:1210-点以下 合は、A:15点、B:11点~14点、 :10~13-8~11-点、C:9-7-点以下 12点、B:8~11点、C:7-点以下 12点、B:8~11点、C:7-点以下 見込みがある c:図られていない 見込みがある c:策定されていない
	関係機関との協議地元合意			
			③事業推進協議会等から着工要望の担	実施に対する関係市町村の議会の同意 提出の有無 生及び費用についての打ち合わせを行 2点、c:1点)の合計値により判

(①が「−」の場合、A:<u>9</u>3点、B:<u>6~8</u>2点、C:<u>5</u>1点<u>以下</u>)

①「受益者の同意」とは 3/1 時点(想定)での同意状況

①「受益者の问息」とは3/1 時点(想定)での问息状况 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている b:同意済み;受益者の2/3 以上の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている 一:該当なし;地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1 時点(想定)での同意状況 a:内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み

b:協議中 c:未協議

 ③ a : 提出済
 b : 提出予定
 c : 未提出

 ④ a : 合意済
 b : 調整中
 c : 未調整

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		A	В
事業の実施環境等	事業推進	本制	等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の会について、評価点(a:3点、b:断。 A:6点、B:4~5点、C:3点 ①a:設立済 b:設立予定 e ②a:提出済 b:提出予定 c	2点、c:1点)の合計値により判 以下 :未設立 :未提出
維持管理体制 ①予定管理者の合意が得られているが ②施設の予定管理者と維持管理の方法 い、合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2 断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以 ① a:合意済 b:調整中 c:利		法及び費用についての打ち合わせを行 2点、c:1点)の合計値により判		
	緊急性 災害発生時 の影響		①広範囲に影響を及ぼすこととなる ②公共施設等の防災上重要な施設(し、 災害発生時に地域社会への影響(ラー について、該当する項目の数により A:2項目、B:1項目、-:該当	学校や医療機関等)が地区内に存在 イフラインや交通等)が想定される。 判断。
		被害の発生 頻度	過去 10 年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害 -:該当なし	が複数年発生 C:被害が発生
		を の食料シス こ係る取組	光、風力等発電施設の整備) ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネ 設の集約・再編、遠隔監視・制 ③環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使 生産性向上を通じた環境保全型 ・温室効果ガスの排出削減(農地・ 装、排水改良等による中干し期 ※「環境負荷低減事業活動」とは、	可能エネルギーの活用(小水力、太陽 ルギー化(用排水機場の高効率化、施 御システム等) 用抑制(農地の大区画化等による労働 農業の展開、有機農業の農区設定等) の大区画化等によるスマート農業実 間延長等) 環境と調和のとれた食料システムの確 かの促進等に関する法律(令和4年法 する事業活動 貯留(バイオ炭の施用等)
	ストックタ	効果の最大化	効率性、有効性、事業の実施環境等 合	に関する評価項目におけるA評価の割 事業推進体制に関する評価項目及び該

チェックリスト判定基準表 (9-4)農村整備事業(地域資源利活用施設整備事業)

	<u>沙山忠子</u> 評価		評価指標及	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
効率性		脊性・効率性 -	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
有効性	農村の振興	生活インフ ラの保全・ 管理	A:不測の事態が発生しており、事行 B:不測の事態が発生していない -:該当なし(施設の更新等整備を行		
			A:長寿命化対策を行う B:長寿命化対策を行わない -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿 命化対策の必要がない地区))		
			A: 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれる B: 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれない -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)		
		農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 ①安全性:災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等 非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時 の安全性の向上が見込まれる ②利便性:行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確 保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
			維持管理の効率化・適正化に関する取組 A:整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施済みまたは実施予定 (例)施設の再編等 B:整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施する予定が無い		
	多面的機能の発揮	地域の共同 活動	地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A:行われている、B:行われていない		

	評価	項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系 <u>•景</u> 観	の合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が理、 <u>景観の保全を目的とした維持管理</u> 調整状況 について、評価点(a:3点、b: 断。 A:9点、B:6~8点、C:5点 (3指標のうち1指標が「一」の場合 3点以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合 高) ① a:踏まえている b:検討中 ② a:図っている b:検討中	ついて、地域住民の参加や地域住民と 機能を十分に発揮するための維持管 、費用負担及びモニタリング体制等の 2点、c:1点)の合計値により判 以下 合は、A:6点、B:4~5点、C: 合は、A:3点、B:2点、C:1
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえ、②景観に配慮した計画について、地 ③景観の保全を目的とした維持管理、 調整状況 について、評価点(a:3点、b: 断。 A:9点、B:6~8点、C:5点 (3指標のうち1指標が「-」の場合	た景観配慮 域住民の参加や地域住民との合意形成 、費用負担及びモニタリング体制等の 2点、c:1点)の合計値により判 以下 合は、A:6点、B:4~5点、C: 合は、A:3点、B:2点、C:1 c:踏まえていない c:図っていない -:該当なし
	関係計画との連携		A: 1412点以上、B: 10~138~11 (④が「一」の場合は、A: 11 点以 (⑤が「一」の場合は、A: 12 点、 (⑤が「一」の場合は、A: 12 点、 (5 4指標のうち2 + 指標が「一」の C: 4点以下) ①~③ a:図られている b:図られる。 ④ a:策定されている b:策定される。 一:該当なし ⑤ a:以下の計画に位置付けられている。以下の計画に位置付けられている。 ・地域別農業振興計画(中山間地定める計画)	等と本事業との整合性 の整合性 定されている <u>置付け</u> 2点、c:1点)の合計値により判断。 -点、C: <u>9</u> -7点以下、 上、B:7~10点、C:6点以下) B:8~11点、C:7点以下) の場合は、A:9点、B:5~8点、 見込みがある c:図られていない 見込みがある c:策定されていない いる いない 農業ルネッサンス事業実施要領第2に
	関係機関と	この協議	要な協議 (予備) が合意に達してい A:協議了、B:多くが協議中、C	:多くが未協議、一:該当なし
	地元合意		③事業推進協議会等から着工要望の	実施に対する関係市町村の議会の同意 提出の有無 法及び費用についての打ち合わせを行

A: <u>12-6</u>点、B: <u>8-4~11-5</u>点、C: <u>7-3</u>点以下 (①が「-」の場合、A: <u>9-3</u>点、B: <u>6~8-2</u>点、C: <u>5-</u>1点<u>以下</u>)

①「受益者の同意」とは 3/1 時点(想定)での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている b:同意済み;受益者の 2/3 以上の同意が得られている

c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている

-:該当なし;地元同意を要しない

②「議会の同意」とは 3/1 時点(想定)での同意状況

a:内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み

b:協議中 c:未協議

 ③ a : 提出済
 b : 提出予定
 c : 未提出

 ④ a : 合意済
 b : 調整中
 c : 未調整

	評価項目		評価指標及	ひが判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業推進体制 ①事業推進協議会等の設立の有無・もしくは・地区等の議決。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)斯。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 連持管理体制 ①予定管理者の合意が得られているか。②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用につい、合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)斯。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下。 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整 図a:合意済 b:調整中 c:未調整 以書発生時の影響 ①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した対: ②公共施設等の防災上重要な施設(学校や医療機関: し、災害発生時に地域社会への影響(ライフラインや交: について、該当する項目の数により判断。A:2項目、B:1項目、-:該当なし		是出の有無 2 点、 c : 1 点)の合計値により判 以下 : 未設立		
		②施設の予定管理者と維持管理の方法 い、合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:5 断。 A:6点、B:4~5点、C:3点 ①a:合意済 b:調整中 c:5	<u> </u>	
			②公共施設等の防災上重要な施設(学し、 災害発生時に地域社会への影響(ラートについて、該当する項目の数により等	学校や医療機関等)が地区内に存在 イフラインや交通等)が想定される。 判断。
		被害の発生 頻度	過去 10 年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害7 -:該当なし	が複数年発生 C:被害が発生
テム戦略に係る取組 ・農業、 ②省 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、 ・ 、 ② 省 ・ き 。 う で り り り り り り り り り り り り り り り り り り			光、風力等発電施設の整備) ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネル設の集約・再編、遠隔監視・制 ③環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用生産性向上を通じた環境保全型	可能エネルギーの活用(小水力、太陽 ルギー化(用排水機場の高効率化、施 卸システム等) 用抑制(農地の大区画化等による労働 農業の展開、有機農業の農区設定等) の大区画化等によるスマート農業実

	※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確		
	立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法		
	律第37号) 第2条第4項に規定する事業活動		
	④その他		
	・土層改良における土壌への炭素貯留(バイオ炭の施用等)		
	・管理所等建築物の木造化 等		
	A:①~④のいずれかに取り組む		
	B:①~④のいずれにも取り組まない		
ストック効果の最大化	効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割		
	合		
	※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該		
	当なし「一」とした評価項目は除く		
	A:8割以上、B:5割以上、C:5割未満		

チェックリスト判定基準表 (9-5)農村整備事業(集落防災安全施設整備事業)

	評価	項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経済	を性・効率性 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
有効性	農村の振興	生活インフ ラの保全・ 管理	A:不測の事態が発生しており、事行 B:不測の事態が発生していない -:該当なし(施設の更新等整備を行	
			A:長寿命化対策を行う B:長寿命化対策を行わない -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿 命化対策の必要がない地区))	
			A: 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれる B: 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれない -: 該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)	
		農村の生活環境の整備	農村の安定条件の向上に関して、 ①安全性:災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等 非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時 の安全性の向上が見込まれる ②快適性:集落道の舗装や憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
			維持管理の効率化・適正化に関する取組 A:整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施済みまたは実施予定 (例)施設の再編等 B:整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施する予定が無い	
	多面的機 能の発揮	地域の共同 活動	地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A:行われている、B:行われていない	

	評価	 項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系 <u>・景</u> 観	①環境情報協議会等の意見を踏事画になった意形成 ②生態系及び景観に配慮した計画になった意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が模理、景観の保全を目的とした維持管理調整状況について、評価点(a:3点、b:2断。 A:9点、B:6~8点、C:5点と(3指標のうち1指標が「一」の場合、3指標のうち2指標が「一」の場合、3点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合、3に当まえている。b:検討中は、3に回る。b:検討中は、3に回る。b:検討中は、3に回る。b:横討中は、3に回る。b:横討中は、3に回る。b:調整済。b:調整済	ついて、地域住民の参加や地域住民と 機能を十分に発揮するための維持管 、費用負担及びモニタリング体制等の 2点、c:1点)の合計値により判 以下 合は、A:6点、B:4~5点、C: 合は、A:3点、B:2点、C:1 会は、A:3点、B:2点、C:1
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた。②景観に配慮した計画について、地域。③景観の保全を目的とした維持管理、調整状況について、評価点(a:3点、b:2断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以(3指標のうち1指標が「ー」の場合。3点以下)(3指標のうち2指標が「ー」の場合点)。 ① a:踏まえている b:検討中	 主景観配慮 或住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の 2点、c:1点)の合計値により判 以下 は、A:6点、B:4~5点、C:
	関係計画との連携		7点以下) ①~③a:図られている b:図られる身 ④a:策定されている b:策定される身 ⑤a:以下の計画に位置付けられている 以下の計画にも位置付けられている。	等と本事業との整合性 の整合性 Eされている <u>電付け</u> <u>点、c:1点</u> の合計値により判断。 点、C: <u>9</u> 子点以下 合は、A:12点、B:8~11点、C: 記込みがある c:図られていない 記込みがある c:策定されていない いる
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、 要な協議(予備)が合意に達している A:協議了、B:多くが協議中、C:	3カ
			③事業推進協議会等から着工要望の提	実施に対する関係市町村の議会の同意 <u>出の有無</u> 去及び費用についての打ち合わせを行

A: <u>12-6</u> 点、B: <u>8-4~11-5</u> 点、C: <u>7-3</u> 点以下 (①が「-」の場合、A: <u>9-3</u> 点、B: <u>6~8-</u> 2点、C: <u>5-</u> 1点 <u>以下</u>)
①「受益者の同意」とは 3/1 時点(想定) での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている
b:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている
-:該当なし;地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況
a:内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b:協議中 c:未協議
③ a : 提出済 b : 提出予定 c : 未提出 ④ a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	業の ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 とついて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合 施 環 境 イ:6点、B:4~5点、C:3点以下		2 点、 c : 1 点)の合計値により判 以下 : 未設立	
維持管理体制 ①予定管理者の合意が得られているか。②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用い、合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:斯。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下。①a:合意済 b:調整中 c:未調整②a:合意済 b:調整中 c:未調整②a:合意済 b:調整中 c:未調整 緊急性 災害発生時の影響 ①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下し②公共施設等の防災上重要な施設(学校や医療にし、災害発生時に地域社会への影響(ライフラインについて、該当する項目の数により判断。A:2項目、B:1項目、-:該当なし		法及び費用についての打ち合わせを行 2点、c:1点)の合計値により判		
		②公共施設等の防災上重要な施設(学し、 災害発生時に地域社会への影響(ライについて、該当する項目の数により半	学校や医療機関等)が地区内に存在 イフラインや交通等)が想定される。 削断。	
		被害の発生 頻度	過去 10 年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害か -:該当なし	が複数年発生 C:被害が発生
	みどり戦略の食料シス テム戦略に係る取組		光、風力等発電施設の整備) ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネル設の集約・再編、遠隔監視・制御 ③環境負荷低減事業活動*の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用 生産性向上を通じた環境保全型	可能エネルギーの活用(小水力、太陽 レギー化(用排水機場の高効率化、施 即システム等) 目抑制(農地の大区画化等による労働 農業の展開、有機農業の農区設定等) の大区画化等によるスマート農業実

	※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確		
	立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法		
	律第37号)第2条第4項に規定する事業活動		
	④その他		
	・土層改良における土壌への炭素貯留(バイオ炭の施用等)		
	・管理所等建築物の木造化 等		
	A:①~④のいずれかに取り組む		
	B:①~④のいずれにも取り組まない		
ストック効果の最大化	効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割		
	合		
	※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該		
	当なし「一」とした評価項目は除く		
	A:8割以上、B:5割以上、C:5割未満		

チェックリスト判定基準表 (10-1)農村地域防災減災事業※

【必須事項】

[紀次于次]	
項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確である こと。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事 業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込ま れること。 (効率性)	・総費用総便益比≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意 が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとと もに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)と の調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に 適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

[※]公害防除特別土地改良事業は9-2、地すべり対策事業は9-3を使用することとする。

チェックリスト判定基準表 (10-1)農村地域防災減災事業※

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
効率性	率		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	導入、資源の活用、共同工事等
効	食料の安定供給の保保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経 に係る走行経費節減効果) (千円) / 【注;効果項目は年効果額:千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く ①一般地域、②中山間地域 ①水田主体地区:130千円/ha以上	・向上による効果額 費節減効果+維持管理費節減効果+営農 受益面積(ha) ①水田主体地区 : 130 千円/ha 未満
	農業の 持続的 発展	望ましい農業構造の確立	畑主体地区 : 200130-千円/ha 以上 ②水田主体地区 : 110 千円/ha 以上 畑主体地区 : 300-33-千円/ha 以上 〇担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率(%) =関係市町村の担い手への集積面積(ha 80%以上または都道府県の平均以上)/関係市町村の耕地面積(ha)×100
		農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付は面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付え ②作付率の増加ポイント(%)=計画 ※耕地利用率においては、永年性作り	けられている耕地利用率の向上、作付 延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 面作付率(%) -現況作付率(%) 物・牧草の作付面積を除いて算定 る水田主体地区は、耕地利用率を本地

評価項目		価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
効	農業の 持続的 発展	農業生産基盤 の保全管理	○災害防止効果額(農業関係)(受益面 災害防止効果額(農業関係)(千円/ha =災害防止効果(農業関係)(千円)/受 ※畑主体では作物生産効果を加える 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①一般地域、②中山間地域	i·年) 益面積(ha)
			畑主体地区 : <u>530440</u> -千円/ha 以上 ②水田主体地区 : <u>470</u> 千円/ha 以上 畑主体地区 : <u>1350240</u> -千円/ha 以上	①水田主体地区 : 310 千円/ha 未満 畑主体地区 : <u>530440</u> 千円/ha 未満 ②水田主体地区 : 470 千円/ha 未満 畑主体地区 : <u>1350</u> 240 千円/ha 未満
	農村の 振興	農村の生活環 境の整備	○災害防止効果額(一般資産+公共資産 災害防止効果額(一般資産+公共資産 =災害防止効果(一般関係)(千円)/ 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①一般地域、②中山間地域	(千円/ha·年)
			①410 千円/ha·年以上 ② <u>720240</u> 千円/ha·年以上	①410 千円/ha·年未満 ② <u>720<mark>240-</mark></u> 千円/ha·年未満
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積 受益面積当たり他産業への経済波及効 =農業生産増加粗収益額(千円)/受益可 列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産 新整備による作物生産量の維持分を含 ①一般地域、②中山間地域	果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の 産効果における増加粗収益額であり、更
			① 870 千円/ha・年以上 ② 890 千円/ha・年以上	① 870 千円/ha・年未満 ② 890 千円/ha・年未満
		農業の高付加 価値化	○農業の高付加価値化 ①:地域において、農業の高付加価値化売、ブランド化、環境保全型農業等)が②:地域において地域活性化に係る話合について、該当する項目の数により判断A:2項目、B:1項目以下	行われている。 ・いが行われている。
	多面的 機能の 発揮	地域の共同活 動		中山間地域等直接支払交付金、環境保全 農業水利施設の維持管理等の取組が行わ
		国土の保全	<従前の例> ○ソフト対策を活かした防災・減災力のコミュニティを活用した減災活動や農地る取組が行われているか。 A:行われている、B:行われていない	・施設等が有する減災機能の強化に関す

	評価項目		評価指標及び判定基準			
大	大 中項目 小項目		A	В		
	環境への配慮	生態系・景観	形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能 の保全を目的とした維持管理、費用負について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は3点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は以下)	で、地域住民の参加や地域住民との合意 を十分に発揮するための維持管理、 <mark>景観</mark> 連担及びモニタリング体制等の調整状況 、 c: 1点)の合計値により判断。 、 A: 6点、B: 4~5点、C: 、 A: 3点、B: 2点、C: 1点 踏まえていない 図っていない -: 該当なし 未調整 -: 該当なし		
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	景観	②景観に配慮した計画について、地域住 ③景観の保全を目的とした維持管理、 状況 について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち1指標が「ー」の場合は 下) (3指標のうち2指標が「ー」の場合は 以下)	民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調整 (、c:1点)の合計値により判断。 (、A:6点、B:4~5点、C:3点以 (、A:3点、B:2点、C:1点 踏まえていない 図っていない —:該当なし 未調整 —:該当なし		
	関係機関との協議		関係計画との連携		振興等総合振興対策に基づく地域別振農業振興地域整備計画、いずれかとの ②地域計画が策定されている ③②都道府県や市町村の国土強靱化地 化地域計画への事業名、地区名の明 ④③都道府県や市町村の地域防災計画等 ⑤④地域における開発計画と本事業との	興アクションプラン、市町村が定める整合性 域計画と本事業との整合性(国土強靭 引記) と本事業との整合性 の整合性 特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地 、 c:1点)の合計値により判断。 12.9点以下 合、A:141点以上、B:118~130 見込みがある c:図られていない
			② a:作成されている※ c:作成され ※令和6年度は協議の場(農業経営基 市町村が、農業の将来の在り方等を 合を含む ③② a:明記されている b:明記されていない ④③ a:図られている b:図られる ⑤⑤ a:短られている b:図られる ⑥⑤ a:指定されている b:指定される ⑥⑥ a:指定されている b:指定される ②施設所有者、文化財管理者等関係者、 な協議(予備)が合意に達しているか	なていない 整強化促進法第 18 条の規定に基づき、 関係者と協議する場)を設置している場 される見込みがある c:図られていない る見込みがある c:図られていない れる見込みがある c:指定されていない である。 道路管理者、漁協等との着工前に重要		
			について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3 ① a:協議了 b:協議中 c:未 ② a:協議了 b:多くが協議中 c:多	、 c : 1 点) の合計値により判断。 、一:該当なし 点、B: 2 点、C: 1 点) 協議 —:該当なし		

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
業の実施環境	業 の 実 施 環 (②共同 (こつい A: 6.2 : 3.点、 (① a: 打		①事業主体から概略構想(関連事業調書 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 :3点、B:2点、C:1点) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ② a:協議了 b:協議中 c:未協議	 ーション等)の事前了解 、c:1点)の合計値により判断。 (①または②が「一」の場合は、A 一:該当なし 一:該当なし
等	等 地元合意 ②事 <u>③事</u> <u>④維</u> につ A: (① ① 「 a: b:		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:12-6点、B:8-4~11-5点、C:7-3点以下 (①が「一」の場合、A:9-3点、B:6~8-2点、C:5-1点以下) ①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている b:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ー:該当なし;地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b:協議中 c:未協議 ③ a:提出済 b:提出予定 c:未提出	
	事業推進体制		 ④ a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整 ①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a : 設立済 b : 設立予定 c:未設立 ② a : 提出済 b : 提出予定 c:未提出 	の有無 、c:1点)の合計値により判断。
	維持管理体制		①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 い事業地区) ① a:合意済 b:調整中 c:未調 ② a:合意済 b:調整中 c:未調	、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし(予定管理者が存在しな

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	大 中項目 小項目		A	В
事業の実施環境等	営農推進体制・環境		場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物に産、流通業者や実需者との契約に基立を 者等の担い手が需要に応じた生産に取り位置付けられているか。 について、評価点の合計値(a:3点、といる。 について、評価点の合計値(a:3点、といる。 について、評価点の合計値(a:4点、B・14点、B・10~13点、C:9点(⑤が「一」の場合は、A:11点、B・10~13点、C:9点(⑤が「一」の場合は、A:11点、B・10。:把握済 b:設置予定 c:把握しる:設置済 b:設置予定 c:未設備・2。主整備済 b:整備予定 c未整備・4。主取り組んでいる b:取り組むでいる、もしくは何もによる。	めた営農検討組織など、営農支援(検販売に関する基盤が整備されているか。の市場、直売所、食品加工場や遠方の市こついて、市場のニーズに基づいた生く生産等、JA等の関係機関や認定農業の組んでいるか。計画)の対象となる作物が営農計画にの:2点、c:1点)の合計値により判点以下:7~10点、C:6点以下)ていない置
	緊急性	災害発生時の 影響 被害の発生頻 度	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能 ②事業の対象施設として基幹土地改良が との共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設(学校 災害発生時に地域社会への影響(ライン について、該当する項目の数により判断 A:3項目、B:2項目、C:1項目、 過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害が終 一:該当なし	施設 (ダム、頭首工) やライフライン 交や医療機関等) が地区内に存在し、フラインや交通等) が想定される。 断。 -: 該当なし
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の 効率性、有効性、事業の実施環境等に ※関係機関との協議、地元合意、事業 「一」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割	関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

^{※※}地区内に一般地域と中山間地域が混在する場合は、一般地域として評価する。

チェックリスト判定基準表 (10-2)農村地域防災減災事業(公害防除特別土地改良事業)

【必須事項】

	·
項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確である こと。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地域指定解除のために、本事業と他事業を比較検討し、本事業での実施が最も効率的であると認められること。
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村又は原因者の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているととも に、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調 和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表 (10-2)農村地域防災減災事業(公害防除特別土地改良事業)

I IX	【逻兀印思争块】 ────────────────────────────────────				
	評	価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	率		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
有 食料の 農業生産性の が 安定供 維持・向上 性 給の確保 性 給の確保 と しまり は は は は は は は は は は は は は は は は は は は		○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持 =(作物生産効果+品質向上効果+営農経係る走行経費節減効果)/受益面積(L 【注;効果項目は年効果額:千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く	・向上による効果額 受費節減効果+維持管理費節減効果+営農に		
			300 千円/ha 以上	300 千円/ha 未満	
	農業の 持続的 発展	続的 構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率(%) =関係市町村の担い手への集積面積(ha 80%以上または都道府県の平均以上 ○食料・農業・農村基本計画に位置付 面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付 ②作付率の増加ポイント(%)=計画 ※耕地利用率においては、永年性作 ※専雲地帯及び特別豪雲地帯における	80%未満かつ都道府県の平均未満 けられている耕地利用率の向上、作付 延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 国作付率(%) -現況作付率(%)	
			率と読み替えて判定。 本地利用率(%)=作物の計画作付 ①耕地利用率104%以上(豪雪地帯及 び特別豪雪地帯は都道府県以上)また は、 ②作付率の増加ポイント12%以上	延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100 ①耕地利用率 104%未満(豪雪地帯及び	
	農村の 振興		列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産 新整備による作物生産量の維持分をで	可果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の 産効果における増加粗収益額であり、更 含む	
			710 千円/ha·年以上	710 千円/ha·年未満	

	評価	項目	評価指	標及び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等		生態系 <u>・景</u> <u>観</u>	②生態系 <u>及び景観</u> に配慮した計画に形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が <u>の保全を目的とした維持管理、</u> 費 について、評価点(a:3点、b: A:9点、B:6~8点、C:5点に (3指標のうち1指標が「一」の場下)	ついて、地域住民の参加や地域住民との合意 機能を十分に発揮するための維持管理、 <u>景観</u> 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 2点、c:1点)の合計値により判断。 以下 合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以 合は、A:3点、B:2点、C:1点) c:踏まえていない c:図っていない -:該当なし
		景観	②景観の保全を目的とした維持管理 整状況 について、評価点(a:3点、b: A:9点、B:6~8点、C:5点、 (3指標のうち1指標が「ー」の場下) (3指標のうち2指標が「ー」の場下) (3指標のうち2指標が「ー」の場合 (3:踏まえている b:検討中 ②a:図っている b:検討中	w住民の参加や地域住民との合意形成 E、費用負担及びモニタリング体制等の調 2点、c:1点)の合計値により判断。 以下 合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以 合は、A:3点、B:2点、C:1点)
	関係計画との連携		振興等総合振興対策に基づく地域別農業振興地域整備計画、いずれかと②都道府県や市町村の国土強靱化地地域計画への事業名、地区名の明③都道府県や市町村の地域防災計画と④地域における開発計画と本事業と⑤事業実施地区が公害防止計画区域域指定がなされていることについて、評価点(a:3点、b:A:13点以上、B:10~12点、C:①a:図られている b:図られている c:明記されている b:別記されている。b:別記されている。b:図られる。a:図られている b:図られる。b:図られる。b:図られている。b:図られている。b:図られ	地域計画と本事業との整合性(国土強靱化記) 等と本事業との整合性 :の整合性 、
	関係機関との協議 関連事業との調整		①河川管理者との協議(予備)が合。②施設所有者、文化財管理者等関係協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:A:6点、B:4~5点、C:3点、(①または②が「一」の場合は、A(①または②が「一」の場合は、A(①a:協議了 b:場議中 c②a:協議了 b:多くが協議中 c②事業主体から概略構想(関連事業(②共同事業(事業内容、事業費、下について、評価点(a:3点、b:	意に達しているか者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な 2点、c:1点)の合計値により判断。 以下、一:該当なし :3点、B:2点、C:1点) :未協議 —:該当なし :多くが未協議 —:該当なし 調書)の提出
			① a : 提出済 b : 提出予定 c : 未i ② a : 協議了 b : 協議中 c : 未i	

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等			①事業計画の内容や負担金等、事業実施②事業計画の内容や負担金等、事業と選回の内容や負担金等、事業性進協議会等から着工と関する事業推進協議会等から着工と関する事業計画の内容や負担金等、をはまれて、とまれて、のの方面には、は、の方の方のでは、は、の方の方のでは、の方の方のでは、の方の方のでは、の方の方のでは、の方の方の方のでは、の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方	に対する関係市町村の議会の同意 の有無 管理者との合意があるか 施に対する原因者の同意 、c:1点)の合計値により判断。 与点以下、一:該当なし は、A:126点、B:84~115点、 は、A:93点、B:6~82点、C 定)の同意状況 得られている 「意は得られている での同意状況 関する議案を提出済み 整理定)での同意状況	
	維持管理体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出	の有無	
			①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調 ②a:合意済 b:調整中 c:未調	、 c : 1 点)の合計値により判断。 : 整	

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	事 営農推進体制・環境 業 の 実 施 環		①関係都道府県、市町村、農協等の営農 ジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含計)体制が整備される農産物の流通・か。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤とは、等高場等で生産される主要な農産が高速道路等をで生産される主要なに重要なに変更を変更を変更を変更を変更が、が、が、通いでは、では、の合計値(a:3点にでいるか。 (⑤が「一」の場合は、A:11点に関連では、の合計値(a:3点にでいるが、について、評価点の合計値(a:3点にでいるが、について、評価点の合計値(a:3点に対し、が、一」の場合は、A:11点に対し、が、一」の場合は、A:11点に対し、の場合は、B:10~13点、C:9がに対し、おは、B:10~13点、C:9がに対し、おは、B:10~13点、C:9がに対し、おは、B:10~13点、C:9がに対し、おは、B:10~13点、C:20点に対し、B:20点に対し、B:20点に対し、B:20点に対している。に対して、対しては付けられている。に対しては対し、B:20点に対して、対しては対し、B:20点に対して、対しては対し、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対して、対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表	めた営農検討組織など、営農支援(検販売に関する基盤が整備されているの市場、直売所、食品加工場や遠方のについて、市場のニーズに基づいた生く生産等、JA等の関係機関や認定農業り組んでいるか。計画)の対象となる作物が営農計画には、2点、c:1点)の合計値により判点以下:7~10点、C:6点以下)でいない。置
	緊急性 被害の発生頻 度		過去 10 年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害がね -:該当なし	複数年発生 C:被害が発生
				関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当な

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外(-)

チェックリスト判定基準表 (10-3) 農村地域防災減災事業(地すべり対策事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確である こと。 (必要性)	・農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (総費用総便益比≥1.0)
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	(関連工事) ・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について受益者の合意を得ていること。
5. 地すべり等防止法及び事業 実施要綱等に適合しているこ と。	(防止工事) ・農村振興局所管の地すべり防止区域で、総事業費が70百万円以上のもの。 (関連工事) ・受益面積が概ね3ha以上(ため池の整備については、概ね2ha以上)、及び総事業費が5百万円以上のもの。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表 (10-3)農村地域防災減災事業(地すべり対策事業)

【偽失和虔重頂】

	評	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術のについて、該当する項目の数により判断 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	導入、資源の活用、共同工事等
効		農業生産性の 維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積(一地区 保全対象面積のうち農地面積(ha/地 =地すべり地域及び地域外被害想定地	区) 域における農地面積(ha)
	# 114 0	Htt 시스 시 국로 + F MD	100ha 以上	100ha 未満
	農業の持続的	農業生産基盤 の保全管理	○事業費に対する農業効果の割合 事業費に対する農業効果(農地・農業) = (直接的な被害軽減効果(農業関係 係)) /総費用×100	用施設・農作物の被害軽減)の割合(%))+間接的な被害軽減効果(農業関
			140%以上 ○事業費に対する農業外効果の割合	140%未満
			+家屋等の被害軽減)の割合(%) = (直接的な被害軽減効果(一般関係) /総費用×100 260%以上 ○保全対象となる人家戸数(一地区当) 保全対象となる人家戸数(戸/地区) =地すべり地域及び地域外被害想定地域	260%未満たり)
			47 戸以上	47 戸未満
	多面的 機能の 発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や 型農業直接支払交付金を活用し、農地、 れているか。 A:行われている、B:行われていない	農業水利施設の維持管理等の取組が行ね 、
		国土の保全	①工事の実施について環境保全に関する②農地の遊休化や耕作放棄化の問題につ等)がもたれている。について、該当する項目の数により判断A:2項目、B:1項目、一:該当なし○ソフト対策を活かした防災・減災力のコミュニティを活用した減災活動や農地る取組が行われているか。A:行われている、B:行われていない	のいて地域で話合い(行政・住民合同会語 「。 の強化 2・施設等が有する減災機能の強化に関す

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	АВ	
	環境への配慮	生態系 <u>• 景観</u>	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生②生態系及び景観に配慮した計画につい合意形成。 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能景観の保全を目的とした維持管理、 状況について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は「1。当時まえている b:検討中 c:②a:図っている b:検討中 c:③a:調整済 b:調整中 c:	 て、地域住民の参加や地域住民とのを十分に発揮するための維持管理、負担及びモニタリング体制等の調整、c:1点)の合計値により判断。 、A:6点、B:4~5点、C:3 、A:3点、B:2点、C:1点)踏まえていない図っていないー:該当なし未調整ー:該当なし
	環境への配慮	景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景②景観に配慮した計画について、地域住③景観の保全を目的とした維持管理、費整状況ーについて、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「ー」の場合は点以下)(3指標のうち2指標が「ー」の場合は点以下)(3指標のうち2指標が「ー」の場合は2a:踏まえている b:検討中 c:②a:図っている b:検討中 c:②a:調整済 b:調整中 c:	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調 、 c : 1 点) の合計値により判断。 、A : 6 点、B : 4~5 点、C : 3 、A : 3 点、B : 2 点、C : 1 点) 踏まえていない
	関係計画との連携		(防止工事の場合) ①都道府県や市町村の国土強靱化地域計画への事業名、地区名の原物化地域計画への事業名、地区名の原物ででは、地域における開発計画と本事業との動について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下①a:明記されている b:明記される原定:明記されていない②a:図られている b:図られる見込みが③a:図られている b:図られる見込みが	明記) 本事業との整合性 整合性 、 c : 1 点)により判断。 込みがある ぶある c:図られていない
な協議(予備)が合		施設所有者、文化財管理者等関係者、道な協議(予備)が合意に達しているか A:協議了、B:多くが協議中、C:多		
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3 なし) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ② a:協議了 b:協議中 c:未協議	ーション等)の事前了解、c:1点)の合計値により判断。、一:該当なし点、B:2点、C:1点、一:該当ー:該当なし

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事 地元合意 (関連工事の場合) ①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する知事 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点) 施 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 環 ①a:同意済み b:同意予定 c:未同意 境 ②a:同意済み b:同意予定 c:未同意		に対する関係市町村長の同意 、 c : 1 点)の合計値により判断。 同意		
事業推進体制 ①点検等を行う地元組織が設置されている。 ②行政区等から着工要望の提出の有無について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)のA:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設置済 b:設置予定 c:未設置 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出		、c:1点)の合計値により判断。		
#持管理体制 ①管理者 (知事) と地元組織の協力体制が決定されているか ②維持管理方法に関する地元組織との合意があるか について、評価点 (a:3点、b:2点、c:1点)の合計(A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:合意済 b:調整中 c:未調整 ② a:合意済 b:調整中 c:未調整		意があるか 、 c : 1 点)の合計値により判断。 整		
緊急性 地すべりの兆 (①現地踏査により農地や傾斜地の法面に変状がある (②現地踏査により道路や家屋等の構造物に変状がある (③地表移動量調査 (GPS等) により累積変位があ (④地中移動量調査 (孔内傾斜計等) により累積変位について、該当する項目の数により判断。 A:4~3項目、B:2項目、C:1項目、-:該		物に変状がある。 累積変位がある。 より累積変位がある。 断。		
度 A:直近5年以内に被害		過去の地すべり被害の発生履歴 A:直近5年以内に被害が発生 B: C:過去20年以内に被害が発生 -:		
影響 ②防護区域に人家 ③災害発生時に地 について、該当す			①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設等 ③災害発生時に地域社会への影響(ラートのいて、該当する項目の数により判し A:3項目、B:2項目、C:1項目、	イフラインや交通等)が想定される。 断。
₩		効果の最大化	○ストック効果の最大化に向けた事業の 効率性、有効性、事業の実施環境等に ※関係機関との協議、地元合意、事業 し「一」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割	関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当な

チェックリスト判定基準表

(11) 海岸保全施設整備事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低下等により事業の必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	費用便益比≥ 1.0
4. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているととも に、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調 和に配慮したものであること。
5.事業の採択要件を満たしていること。	・海岸法及び事業実施要綱・要領等の規定要件を満足すること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(11) 海岸保全施設整備事業

K I2	【愛先配慮事項】 評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
率性			①単位当たり事業費が類似条件の近傍他: と認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	導入、資源の活用、共同工事等 。	
効		農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積(ha/地 (侵食対策) 3.3ha 以上 (高潮対策) 62ha 以上	区) (侵食対策) 3.3ha 未満 (高潮対策) 62ha 未満	
		農業生産基盤の保全・管理	○防護面積当たり農業関係施設防護効果。 受益面積当たり農業関係施設防護効果。 =農業関係施設防護効果(一般資産+公業 ※農業関係施設防護効果(一般資産+公共 =一般資産防護効果(農業関係)+公共 【注;効果項目は年効果額:千円】	額(一般資産+公共資産)(千円/ha·年) 共資産)(千円)÷防護面積(ha) 資産)	
	農村の振興	農村の生活環境の整備	930 千円/ha·年以上 ○防護面積当たり農業以外施設防護効果 受益面積当たり農業以外施設防護効果 =農業以外施設防護効果(一般資産+公: ※農業以外施設防護効果(一般資産+公共 =一般資産防護効果(農業以外)+公共 【注;効果項目は年効果額:千円】	額(一般資産+公共資産)(千円/ha·年) 共資産)(千円)÷防護面積(ha) :資産)	
			1,670 千円/ha·年以上 ○整備海岸延長あたり防護人口 (人/km) (侵食対策) 70 人/km 以上 (高潮対策)155 人/km 以上 ○整備海岸延長あたり防護面積 (ha/km)	(侵食対策) 70 人/km 未満 (高潮対策)155 人/km 未満	
			(侵食対策) 8.1ha/km 以上 (高潮対策) 34ha/km 以上	(侵食対策) 8.1ha/km 未満 (高潮対策) 34ha/km 未満	

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A B		
効	多面的 機能の 発揮	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話合い(行政・住民合同会議等) がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
事 環 境 へ 生態系・景観 ①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地成成③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値に名:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は、A:3点、B:2点、(3指標のうち2指標が「一」の場合は、A:3点、B:2点、(1a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない②a:図っている b:検討中 c:踏まえていない②a:図っている b:検討中 c:図っていない 一:該当③a:調整済 b:調整中 c:未調整 一:該当果観 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との金融の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリン状況について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値に		②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点以下)(3に対象では、B:位のでいる。b:検討中 c:踏まえていない。2に対象では、B:では、C:1点以下)(1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、			
	関係計画	との連携	A: 9点、B: 6~8点、C: 5点以下 (3指標のうち1指標が「一」の場合は、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、A: 3点、B: 2点、C: 1点以下) ① a: 踏まえている b:検討中 e: 踏まえていない ② a: 図っている b:検討中 e: 図っていない ー: 該当なし ③ a: 調整済 b: 調整中 c: 未調整 ー: 該当なし ①都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 (国土強靱化地域計画への事業名、地区名の明記) ②都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 ④耐震設計に基づく計画が策定されている について、評価点(a: 3点、b: 2点、c: 1点)の合計値により判断。 A: 12点、B: 8~11点、C: 7点以下、一: 該当なし ① a: 図ら明記されている b: 図ら明記される見込みがある c: 図られていないない。 ② a: 図られている b: 図られる見込みがある c: 図られていない ④ a: 策定されている b: 策定される見込みがある c: 図られていない		

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等	関係機関	 「漁協との協議が合意に達しているか。 ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要が備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判A:6点、B:4~5点、C:3点以下、一:該当なし(①または②が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点)① a:協議了 b:協議中 c:未協議 ー:該当なし② a:協議了 b:多くが協議中 c:多くが未協議ー: 		c:1点)の合計値により判断。 ー:該当なし 点、B:2点、C:1点) 協議 ー:該当なし	
	②行政区から について、評 A:6点、B ①a:設立済		①点検等を行う地元組織が設置されている②行政区から着工要望の提出の有無。について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下①a:設立済 b:設立予定 c:未設立②a:提出済 b:提出予定 c:未提出	から着工要望の提出の有無。 . 評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 . B:4~5点、C:3点以下 立済 b:設立予定 c:未設立	
	維持管理体制		①管理者と地元組織の協力体制が決定され ②維持管理方法に関する地元組織との合意 について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:得られている b:調整中 c: ②a:合意済 b:調整中 c:	意があるか c:1点)の合計値により判断。 : 未調整	
	緊急性 ストック	効果の最大化	地震防災対策推進地域等の災害発生危ととの事業実施を予定する海岸保全施設の主ことの他の公共事業(他省庁の海岸事業、治山ため早急に事業を実施する必要があるる。全官公署、学校、病院等の公共建物、人気県道、鉄道、空港、あるいは、団地規模による営農が可能な土地条件を備えて域内にあることについて、該当する項目の数により判断。A:4~3項目、B:2項目、C:1項目のストック効果の最大化に向けた事業の対効率性、有効性、事業の実施環境等に関	ている箇所、台風の常襲地帯、軟弱地盤、 険地域、ゼロメートル地帯に該当するこ と要部分に広範囲の変状が発生している 山事業や漁港修築事業等)等と連携をとること 家、老人ホーム、身障者施設または国道、 漢が概ね 20ha 以上で、かつ高性能な機械 いるか、整備して備え得る農地が防護区 国、一:該当なし 動率性・有効性等の確保 関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)